

平成30年第1回東大和市議会定例会会議録第1号

平成30年2月22日（木曜日）

出席議員（20名）

1番	森田真一君	2番	尾崎利一君
3番	上林真佐恵君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	関田貢君	8番	中村庄一郎君
9番	和地仁美君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	16番	佐竹康彦君
17番	荒幡伸一君	18番	中間建二君
19番	東口正美君	20番	木戸岡秀彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（5名）

事務局長	鈴木尚君	事務局次長	並木俊則君
議事係長	尾崎潔君	主任	櫻井直子君
主事	高石健太君		

出席説明員（31名）

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	田代雄己君
総務部長	広沢光政君	市民部長	村上敏彰君
子育て支援部長	吉沢寿子君	福祉部長	田口茂夫君
福祉部参事	伊野宮崇君	環境部長	松本幹男君
都市建設部長	直井亨君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	企画課長	荒井亮二君
秘書広報課長	五十嵐孝雄君	財政課長	川口莊一君
総務管財課長	岩本尚史君	文書課長	下村和郎君
職員課長	矢吹勇一君	総務部副参事	荒石恵美君

保険年金課長	越中洋君	市民部副参事	岩野秀夫君
地域振興課長	大法努君	保育課長	宮鍋和志君
福祉部副参事	尾又斉夫君	ごみ対策課長	中山仁君
都市計画課長	神山尚君	土木課長	寺島由紀夫君
下水道課長	廣瀬裕君	区画整理課長	水村隆市君
社会教育課長	佐伯芳幸君		

## 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 市長施政方針表明
- 第 4 諸報告
  - (1) 市長報告
  - (2) 議長報告
- 第 5 第 1 号議案 平成30年度東大和市一般会計予算
- 第 6 第 2 号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算
- 第 7 第 3 号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算
- 第 8 第 4 号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算
- 第 9 第 5 号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計予算
- 第10 第 6 号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算
- 第11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について
- 第12 第 2 号報告 専決処分の報告について
- 第13 第 1 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第14 第 2 号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第15 第 7 号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例
- 第16 第 8 号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第17 第 9 号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例
- 第18 第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第19 第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第21 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 第23 第15号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例
- 第24 第16号議案 東大和市当住宅条例の一部を改正する条例
- 第25 第17号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例
- 第26 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

- 第 27 第 34 号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 28 第 35 号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 29 第 36 号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 30 第 19 号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 第 31 第 20 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第 32 第 21 号議案 東大和市民健康保険条例の一部を改正する条例
- 第 33 第 22 号議案 東大和市民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 34 第 23 号議案 東大和市民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 35 第 24 号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
- 第 36 第 25 号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例
- 第 37 第 32 号議案 市道路線の廃止について
- 第 38 第 33 号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 39 第 26 号議案 平成 29 年度東大和市一般会計補正予算（第 5 号）
- 第 40 第 27 号議案 平成 29 年度東大和市民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 41 第 28 号議案 平成 29 年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 42 第 29 号議案 平成 29 年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 43 第 30 号議案 平成 29 年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 44 第 31 号議案 平成 29 年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 第 45 陳情の付託
- 第 46 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 46 まで

午前 9時29分 開会・開議

○議長（押本 修君） ただいまから、平成30年第1回東大和市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（押本 修君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

○議長（押本 修君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、中野志乃夫議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 登壇〕

○22番（中野志乃夫君） おはようございます。

平成30年第1回定例会におきましての議運委員長の報告をさせていただきます。

去る2月19日、議会運営委員会が開催されましたので御報告申し上げます。

まず、定例会の会期であります、本日2月22日より3月16日までの23日間といたします。

会議録署名議員は、5番 二宮由子議員、18番 中間建二議員の2名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長施政方針表明、市長・議長の諸報告の後、第1号議案から第6号議案までの6議案を一括上程した後、議長発議により予算特別委員会を設置し、これに付託いたします。その後、議事運営を休憩し、休憩中に土地開発公社評議員会を開催いたします。再開後、第1号報告、第2号報告に続いて、第1号諮問、第2号諮問、第7号議案から第18号議案、第34号議案から第36号議案、第19号議案から第25号議案、第32号議案、第33号議案、第26号議案から第31号議案を順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託、議員派遣の議決を行います。第7号議案、第18号議案及び第22号議案につきましては厚生文教委員会に、第32号議案につきましては建設環境委員会に審査を付託いたします。

本日中に予定されている議案審議等が全て終了しない場合は、あす2月23日の午後1時半から引き続き議案等を審議することとし、本日中に予定されている議案審議等が全て終了した場合は、あす2月23日は休会といたします。

また、2月26日は休会となります。

2月27日は、施政方針に対する代表質問となります。

2月28日から3月2日及び3月5日、3月6日の5日間は一般質問となります。

3月7日から15日までは休会とし、その間に常任委員会等を開催いたします。

常任委員会等の日程について申し上げます。

3月7日、9時半から総務委員会を、また同日、午後1時半からは代表者会議を、3月8日、午前9時半から厚生文教委員会を、3月9日、午前9時半から建設環境委員会を開催します。また、3月12日から14日の午前9時半から予算特別委員会を、3月14日、午後1時からは議会運営委員会をそれぞれ開催いたします。

そして3月16日、最終日は、常任委員会及び予算特別委員会の審査報告後、議員提出議案審議、閉会中審査分の請願及び陳情の付託を行い、継続審査議決、特定事件調査議決、議員派遣議決をした後、閉会となります。

代表質問通告の提出期限は、2月23日、正午となっております。

この代表質問に伴い、2月27日、午前9時半から議会運営委員会を開催いたします。

予算特別委員会資料要求の提出期限は、3月1日、午後5時となります。

議員提出議案の提出期限は、3月8日、正午となります。

閉会中審査分の請願及び陳情の提出期限は、3月13日、正午であります。

今定例会での一般質問通告者は17名であります。

2月16日、正午までに受理した陳情は13件であります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほど、お願いいたします。

[議会運営委員会委員長 中野志乃夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（押本 修君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

5番 二宮 由子 議員

18番 中間 建二 議員

を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（押本 修君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日2月22日から3月16日までの23日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

### 日程第3 市長施政方針表明

○議長（押本 修君） 日程第3 市長施政方針表明を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

平成30年第1回市議会定例会の開会に当たりまして、市政に対する所信を申し述べ、市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

内閣府が発表しました平成30年1月の月例経済報告では、日本経済は、企業収益や雇用・所得環境の改善などにより、景気が緩やかに回復している中、個人消費については持ち直しの動きが見られ、消費者物価は横ばいとなっていると分析されております。

また、海外経済は、緩やかな回復が続くことが期待される中、中国を初めとするアジア新興国等の経済や政策の不確実性による影響などに留意していく必要があるとされております。

国の新年度の予算案については、引き続き経済再生と財政健全化の両立を基本とし、日本経済全体の持続的拡大均衡を目指して、一億総活躍社会の実現や成長と分配の好循環の実現に向けた取り組みなどを推進していくこととされております。

また、東京都の新年度の予算案につきましては、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の成功とその先の未来に向け、東京が持続的成長を続けていくために、セーフシティ、ダイバーシティ、スマートシティの3つのシティの実現に向けた取り組みや、賢い支出で都民ファーストの視点に立った取り組みなどを推進していくこととされております。

これらの国や東京都の施策は、待機児童解消や高齢者対策の推進により、我が国が直面する少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくものであり、少子高齢化が進行し、人口減少が見込まれる市といたしましても、国や東京都と連携して施策を推進していく必要があると考えております。

市財政におきましては、健全な財政運営に努めておりますが、少子高齢化の進展等に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化した公共施設等の更新などに対応するため、今後も厳しい財政運営が続いていくものと考えております。

このような状況を踏まえ、平成30年度の市政運営につきましては、第二次基本構想が目指す「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像を実現するため、第四次基本計画に体系づけられた施策を着実に実施するとともに、限られた財源を重点施策に配分することにより、人口減少社会に対応し、将来にわたって住み続けたいと思っただけの魅力あるまちづくりを進めてまいります。

それでは、初めに私が考えております平成30年度の重要施策につきまして、5点申し上げます。

第1の重要施策は、子ども・子育て支援施策の充実についてであります。

平成29年度に引き続き、子ども・子育て支援事業計画に基づき、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指し、子ども・子育て支援施策を推進してまいります。

まず、保育園の待機児童対策につきましては、定員の拡大を図るため、認可保育園の立野みどり保育園と明德保育園の移転・建て替えに伴う定員増のほか、市内で4園目の小規模保育施設であります、みつば保育園の開園、また同じく小規模保育施設であります、れんげ第二桜が丘保育園や認定こども園であるこども学園の定員増を行ってまいります。

(仮称) 向原小規模保育園につきましては、保育士の確保に努め、体制が整った時点で開園する予定としております。

保育士不足の解消につきましては、保育士を確保しやすい環境を整備するため、人材派遣に要する費用の一部補助の拡充のほか、保育士駐車場確保支援補助や保育補助者雇い上げ補助などを新たに実施してまいります。

一方で、市の保育需要は、国による保育無償化の取り組みなどへの期待から、市の環境整備を上回る動きが見られます。今後の保育需要の動向をより一層注視していく必要があると考えております。

保育体制の充実につきましては、引き続き年末保育・休日保育やアレルギー児対応を図ってまいります。

子育て世帯の就労支援につきましては、平成29年度に開始しました居宅訪問型保育事業の試行を継続し、重度の障害児を抱える子育て世帯の就労を支援してまいります。

学童保育の充実につきましては、平成29年度に引き続き学童保育所指導員の増員を行うとともに、平成30年4月に開設する市内で初めてとなります民設民営の学童保育所に対し、必要な経費を補助し、待機児童の解消を図ってまいります。

子育て環境の充実につきましては、妊娠期から子育て期まで切れ目のないきめ細かな支援を行うため、専任の母子保健コーディネーターを配置し、引き続き相談支援を行ってまいります。

また、やまとあけぼの学園の老朽化対策につきましては、旧みのり福祉園などの有効活用を視野に入れなが

ら、検討を進めてまいります。

子育て支援の情報につきましては、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」をより利便性が向上するよう見直し、子育てや母子保健に関する情報の発信に活用してまいります。

続きまして、第2の重要施策は、教育施策の充実についてであります。

東大和市の教育に関する大綱に基づき、総合教育会議を通じ、市と教育委員会がより一層の連携を強化し、児童・生徒の確かな学力の習得や豊かな人間性の形成及び健康・体力の増進を目指した教育施策を推進してまいります。

東大和市学校教育振興基本計画につきましては、計画期間が最終年度となりますことから内容の見直しを行い、次期計画を策定してまいります。

学校と地域の連携につきましては、地域住民や保護者等が学校運営に参画する仕組みとして、コミュニティ・スクールを小学校1校に開設いたします。

学力の向上につきましては、小中学校全校を東大和市学力向上推進校に指定し、児童・生徒の学力向上に向けた取り組みを推進していくとともに、引き続き小中学校全校にティームティーチャーを配置し、担任と協力して授業を行ってまいります。また、放課後や休業日における学習支援として、地域の方々の協力による「地域未来塾」を実施してまいります。

さらに、児童の学習到達状況を把握し、よりよい授業を行うため、小学校3・4年生を対象に、算数の学力検査を実施してまいります。

児童・生徒の健全育成につきましては、引き続きスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーを配置して、教育相談体制の充実を図るとともに、不登校児童・生徒の社会的自立を支援するため、適応指導教室の機能強化モデル事業を実施してまいります。

特別支援教育の充実につきましては、第二次東大和市特別支援教育推進計画に基づき学校の指導・相談体制と特別支援学級及び特別支援教室の充実、関係機関と保護者の支援を行ってまいります。

教職員の働き方改革につきましては、モデル事業として、教員の事務的補助を行うスクールサポートスタッフを小学校1校に配置してまいります。

就学機会の確保につきましては、経済的に就学が困難な世帯への支援を充実させるため、就学支援事業において、小学校1年生の新入学学用品費の前倒し支給を実施してまいります。

学校施設的环境整備等につきましては、小学校では、特別教室等の冷房化工事、体育館のバスケットゴールの耐震化工事、校門等への防犯カメラの更新工事等を行うほか、中学校では、特別活動室等の冷房化工事、体育館のバスケットゴールの耐震化工事等を行ってまいります。

その他、小中学校のトイレの尿石除去清掃を引き続き行うとともに、小学校のトイレの洋式化につきまして、これまでより設置台数をふやして工事を行ってまいります。

学校給食センターにおきましては、引き続き児童の社会科見学や見学試食会を実施するとともに、食育のさらなる充実及び安心・安全な学校給食の提供等に努めてまいります。

市の文化財であります旧日立航空機株式会社変電所の保存等につきましては、ふるさと納税制度を活用して、全国の皆様から寄附をお願いするとともに、修復工事に向けた基本設計を行ってまいります。

続きまして、第3の重要施策は、市の魅力を高める施策の充実についてであります。

市の魅力を高め、活性化を図るため、各種施策を推進してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、引き続き地方創生アドバイザーの助言等を受け、施策を実施するとともに、平成32年度から取り組み期間が始まります次期総合戦略の策定に向け、アンケート調査を実施してまいります。また、地方創生アドバイザーの所属する関東学院大学法学部と包括協定を締結し、官学連携による新たな政策研究に取り組んでまいります。

シティプロモーションにつきましては、市のブランド・メッセージの「東京 ゆったり日和 東やまと」やロゴマークを市内外に広める取り組みを実施してまいります。また、子育て世帯等の転入促進のため、平成29年度に引き続き不動産情報サイト等を活用して、子育てしやすい市の魅力を発信してまいります。

また、市の観光資源である多摩湖や狭山丘陵などの美しい自然の魅力を情報発信するために、狭山丘陵観光連携事業を推進していくとともに、民間企業との連携による市の魅力を高める観光事業の推進も検討してまいります。

続きまして、第4の重要施策は、健康・福祉施策の充実についてであります。

市民の疾病の予防につきましては、B型肝炎の予防として、幼児へのウイルス感染拡大や成人期以降の発症の防止を図るため、B型肝炎の任意予防接種費用の一部助成を新たに実施してまいります。

また、骨髄バンク制度やドナー登録の普及啓発を図ることを目的に、骨髄ドナーや、ドナーが勤務する事業所に対し、経済的負担を軽減するため、助成金の交付を新たに実施してまいります。

健康施策につきましては、健康増進計画に基づき、健康寿命の延伸を図るため、市民の皆様に運動習慣が定着するよう、健康ウォーキングマップの普及に取り組むとともに、高齢者に対しましては、東大和元気ゆうゆうポイント事業の実施や、介護予防教室の拡充等を図るほか、介護予防リーダーの活動支援等に取り組んでまいります。

また、観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」に追加しましたウォーキング機能の積極的な活用について周知してまいります。

介護保険事業につきましては、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムの充実を図るとともに、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、事業を適切に実施してまいります。

今後も増加が見込まれます認知症への対応といたしまして、認知症の方やその家族の方々に、医療の専門家が早期にかかわることができるよう、認知症初期集中支援チームを設置し、初期段階の認知症への対応を充実させてまいります。

続きまして、第5の重要施策は、環境施策の充実についてであります。

第二次環境基本計画に基づき、温室効果ガス排出量の削減に向け、公園の園内灯のLED化に向けた調査及び計画の準備を進めてまいります。

公園の整備につきましては、公園施設の長寿命化を図るため、市立狭山緑地の遊歩道などを更新してまいります。また、特色ある公園の整備につきましては、引き続き市民懇談会において検討を重ねていただき、整備する公園を選定するとともに、地域の皆様とワークショップを開催し、公園の再整備に向け、設計などの準備を進めてまいります。

また、狭山緑地の保全をより強化するため、管理事務所の建て替えを進めてまいります。

廃棄物の減量と適正処理につきましては、平成30年3月に策定します一般廃棄物処理基本計画に基づき、市民及び事業者と協働で取り組む廃棄物の減量を目指し、拡大生産者責任に関する取り組みを推進するほか、食



品廃棄物等の削減に取り組んでまいります。

資源物につきましては、購入したお店に戻す「マイバッグ 資源を入れて お買い物」の意識を広く市民の皆様へ御理解いただき、消費者目線から行動を改革していただくことで、さらなる廃棄物の減量を進めてまいります。

PCB廃棄物につきましては、現在保管中の廃棄物を計画的に処分するとともに、PCB含有安定器の全数調査を行い、法定期限内の全廃に向け取り組んでまいります。

次に、平成30年度に取り組む主な施策について、第四次基本計画の施策の体系に沿って申し上げます。

初めに、「豊かな人間性と文化をはぐくむまちづくり」について申し上げます。

最初に、学校教育の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、市長会の助成金を活用し、引き続き体力向上推進事業と英語を習得するための宿泊体験事業に取り組んでまいります。

次に、生涯学習の充実について申し上げます。

生涯学習の充実につきましては、生涯学習・生涯スポーツ推進計画に基づき、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催の機運醸成に向けた各種事業を進めるとともに、第51回市町村総合体育大会の幹事市として、大会の成功に向けて取り組んでまいります。

公民館事業につきましては、平成25年度に開始した市民大学をヒガシヤマト未来大学と改称し、より若い世代の方々に興味を持っていただけるような事業内容にするとともに、修了者が大学で学んだことを生かして活動できるよう取り組んでまいります。

図書館事業につきましては、平成30年3月に策定します第二次東大和市子ども読書活動推進計画に基づき、学校や保育施設等の子育てにかかわる機関との連携を深め、子供の読書環境の充実に努めてまいります。

郷土博物館事業につきましては、引き続き学校教育との連携を深めるとともに、最新鋭のプラネタリウム投影機を最大限に生かした事業を実施してまいります。

また、平成30年は、明治維新150年・五日市憲法発見50年の節目に当たりますことから、公民館や郷土博物館において、これらに関連した事業を実施してまいります。

次に、青少年の健全育成について申し上げます。

青少年健全育成の合い言葉である東大和の子供たちが「やさしくまっすぐな心を持ち、とおくをみつめて、のびのびと育つことができるまち」を目指し、青少年が健やかに育つ環境づくりに努めてまいります。

放課後子ども教室につきましては、国の放課後子ども総合プランに基づき、子供の居場所づくりのさらなる充実を目指し、学童保育事業及び教育委員会との連携を図ってまいります。

次に、市民文化の振興について申し上げます。

市民会館につきましては、引き続き指定管理者と連携を図りつつ管理運営を行い、市民の芸術文化活動の振興に努めてまいります。

また、平成31年度には指定管理者が更新時期を迎えますことから、次期指定管理者の選定に係る手続を進めてまいります。

旧吉岡堅二郎につきましては、平成29年5月に、国の登録有形文化財に登録されたことを踏まえ、春・秋の特別公開に多くの皆様に来ていただけるよう、公開内容の充実や施設整備に努めてまいります。

次に、スポーツ・レクリエーションの推進について申し上げます。

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、東京都の補助金を活用した桜が丘市民広場のトイレのバリアフリー化工事などの施設整備や、誰もが楽しめるスポーツ普及事業を実施してまいります。

続きまして、「健康であたたかい心のかよいあうまちづくり」について申し上げます。

初めに、保健・医療の充実について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、がん対策につきましては、がんの早期発見・早期予防を図るため、検診申込はがきをとじ込んだ健康づくりカレンダーの戸別配布や、乳がん検診と子宮がん検診及び肺がん検診と大腸がん検診の同時実施を引き続き行い、受診者数の増加を図ってまいります。

次に、高齢者保健福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、高齢者が健康で自立した豊かな生活を送ることができるよう、平成30年3月に策定します高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策と介護保険施策を総合的に推進してまいります。

平成30年度から介護予防・日常生活支援総合事業の本格的な運営を開始し、地域の実情に即した多様なサービスが確保されるよう、適正な運営に努めてまいります。

在宅医療・介護連携につきましては、情報共有の手段として東大和市医師会が導入いたしましたICTネットワークシステムの安全かつ効果的な利用が確保されるよう支援してまいります。

また、平成31年度から介護保険料のコンビニエンスストア納付が可能となるよう、導入に向けた準備を進めてまいります。

次に、障害者福祉の推進について申し上げます。

第4次障害者計画・第5期障害福祉計画と新たな第1期障害児福祉計画を一体的なものとした障害者総合プランを平成30年3月に策定し、このプランに基づき、障害者福祉施策を推進してまいります。

障害者が地域で自立した生活を送ることができるよう、引き続き市内の障害者グループホームの提供体制の確保を図ってまいります。

また、地域福祉の拠点として整備した東大和市総合福祉センターは～とふるにつきましては、引き続き障害福祉サービスを初めとした各事業の充実が図れるよう支援してまいります。

次に、児童福祉の推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、子ども・子育て支援事業計画につきましては、平成32年度から取り組み期間が始まります次期計画の策定に向け、ニーズ調査を実施してまいります。

また、乳幼児を連れた保護者が、安心しておむつがえや授乳などが行えるスペースとして、新たに市民体育館と奈良橋市民センターにおいて、赤ちゃん・ふらっとの運用を開始してまいります。

さらに、官民協働による「子育てハンドブック」を配布し、子育て世帯への情報提供の充実を図ってまいります。

次に、社会保障の充実について申し上げます。

国民健康保険事業につきましては、市民の健康、生命を守り、生活を支える重要な役割を果たしておりますが、独自財源のみでの運営が難しく、不足する財源を一般会計に依存する厳しい財政運営を行っております。

平成30年度は、国民健康保険制度の広域化により、東京都が財政運営の責任主体として、区市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなります。東京都国民健康保険運営方針に基づき、新制度の円滑な施行に努

めてまいります。

また、被保険者の健康の保持・増進を図り、医療費の適正化を図るため、近隣市との特定健康診査相互乗り入れやレセプトデータを活用しました保健事業の一層の推進を図るとともに、市の体育施設等の指定管理者と連携した新たな保健事業を実施してまいります。

東京都及び関係区市町村との連携を図り、国民皆保険制度の根幹を担う国民健康保険事業の安定的な運営に取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、平成30年度は、後期高齢者医療保険料の改定の年度となります。

東京都後期高齢者医療広域連合は、従前と同様の特別対策等により保険料の抑制を図った上で、保険料率の改定を行いました。

高齢者が安心して医療を受けられるよう、引き続き東京都後期高齢者医療広域連合及び関係区市町村との連携を図り、円滑な事業運営に努めてまいります。

また、平成31年度から、後期高齢者医療保険料のコンビニエンスストア納付が可能となるよう、導入に向けた準備を進めてまいります。

生活困窮者の支援につきましては、生活困窮者自立支援事業の円滑な運営と充実を図り、生活保護制度との一体的な運用に取り組んでまいります。また、生活保護における医療扶助等につきましては、引き続き医療費通知及び後発医薬品差額通知を実施し、適正な給付に努めてまいります。

次に、地域福祉の推進について申し上げます。

地域福祉施策につきましては、第五次地域福祉計画に基づき、引き続き地域における支え合いの福祉を推進してまいります。

また、東京都福祉のまちづくり条例に基づく施設の改善のため、計画的に歩道の段差解消等の改良工事を進め、高齢者や障害者を含む全ての人が安全で快適に移動できるよう、歩道のバリアフリー化を推進してまいります。

続きまして、「暮らしと産業が調和した活力あるまちづくり」について申し上げます。

初めに、勤労者福祉の向上について申し上げます。

雇用情勢は、完全失業者がここ数年減少傾向にあり、新卒者の内定率は平成28年度に比べ、上昇してきております。

しかしながら、正規雇用につきましては、いまだ厳しい状況にあり、雇用の創出に向けて、就職を希望する市民に就業の機会が提供できるよう、東京しごと財団との共催による就活セミナーの開催、公共職業安定所等関係機関との連携による就職情報室の円滑な運営や就職面接会等の開催を行い、就業の安定に努めてまいります。

次に、消費生活の充実について申し上げます。

消費者安全法に基づく消費生活センターの機能を活用し、引き続き消費者保護対策を行ってまいります。また、今後も悪質商法などの消費者被害を防止するため、国や東京都、関係団体と連携しながら、消費者教育や啓発活動に取り組んでまいります。

次に、都市農業の振興について申し上げます。

農業及び農地につきましては、安全・安心な農産物を供給するだけでなく、市民の学習、体験の場を提供するとともに、防災空間としての機能や自然環境保全機能など、多面的な役割を果たしております。農業者が行

う農産物の品質や生産量を向上させるための事業に対し、引き続き支援を行ってまいります。

また、効率的かつ安定的な農業経営が確立できるよう、認定農業者制度の普及・啓発を図ってまいります。

さらに、認定農業者の経営改善計画の実現に向けた支援を行うために、東京都の都市農業活性化支援事業を活用し、収益性の高い農業を展開するために必要な施設を整備し、経営力の強化に取り組むとともに、認定農業者数の拡大に努めてまいります。

次に、工業の振興について申し上げます。

工業につきましては、中小企業者の経営の安定化のため、引き続き運転資金や設備資金等の融資をあっせんする小口事業資金融資あっせん制度等を実施してまいります。

また、商工会の実施する若手技術者の育成事業について、引き続き補助を実施し、経営基盤の強化を図ってまいります。

次に、商業の振興について申し上げます。

商業につきましては、市民の皆様の消費生活を支える商店街等の活性化を図るため、商工会及び商店街等が自主的に取り組むイベント事業に対する支援を引き続き行ってまいります。

また、住宅・店舗リフォーム事業や住宅増改築等あっせん事業を通じて、市内建設業の活性化を図ってまいります。

さらに、創業支援対策として、市内で新たな創業者を生み出し、産業の活性化を図るため、国から認定された創業支援事業計画に基づき、商工会や中小企業大学校東京校及び市内金融機関等と連携しながら東大和市創業塾を引き続き開催するとともに、商工会で実施している空き店舗を活用するための事業を支援してまいります。

次に、観光事業の推進について申し上げます。

市民参加による観光イベントとして地域住民の交流を促進し、にぎわいを創出するため、第7回目となる、うまかんべえ〜祭を開催し、地元食材を活用したグルメコンテストを実施してまいります。

また、観光キャラクター「うまべえ」の認知度を生かして、東大和市の特色や魅力を内外に発信し、市内産業の振興を後押しできるよう努めてまいります。

また、狭山丘陵や多摩湖等の観光資源の魅力をPRし、地域活性化を図るため、観光ボランティアガイドと連携した取り組みを推進するとともに、観光マップや観光・子育てアプリケーション「東大和スタイル」等の活用を図ってまいります。

続きまして、「環境にやさしく安全で快適なまちづくり」について申し上げます。

初めに、市街地の整備について申し上げます。

東大和市の都市計画の基本的な方針であります都市マスタープランで掲げた方針の実現に向け、引き続き協働のまちづくりに取り組んでまいります。

立野一丁目土地区画整理事業につきましては、事業の完成に向け、換地処分の手続を進めてまいります。

下水道事業につきましては、下水道総合計画に基づき、施設の整備や維持管理及び安全対策に取り組むとともに、下水道施設の長寿命化のためのストックマネジメント計画の策定に取り組んでまいります。

また、引き続き地方公営企業法の適用に向けた取り組みを実施してまいります。

次に、良好な住宅環境の形成について申し上げます。

建築物の耐震改修の促進につきましては、耐震改修促進計画に基づき、建築物等の所有者の主体的な取り組

みを促し、地震に備えた都市づくりを進めてまいります。

また、引き続き昭和56年5月以前に建築された木造戸建て住宅と特定緊急輸送道路沿道建築物の耐震化に対する助成に取り組んでまいります。

次に、道路・交通の整備について申し上げます。

都市計画道路3・5・20号東大和武蔵村山線につきましては、事業の完了に向けた道路築造を実施してまいります。

都市計画道路3・4・17号桜街道線につきましては、事業認可の取得に向けて、基本設計を実施してまいります。

また、幹線道路や生活道路につきましては、市道第8号線湖畔通りの老木化した街路樹の植えかえを計画的に行い、通行者の安全と景観の向上を図ってまいります。市道第6号線など、その他の路線につきましても、道路改良工事や舗装補修など、計画的に整備を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

さらに、重要な社会基盤とも位置づけられるコミュニティバスにつきましては、多摩モノレールや民間バス路線とともに形成する公共交通網を将来にわたって維持するために、利用促進に取り組んでまいります。

また、コミュニティ交通につきましては、東大和市コミュニティバス等運行ガイドラインに基づき、地域の皆様との協働により、導入に向けて取り組んでまいります。

交通安全対策につきましては、関係機関と連携して、交通安全講習会や交通安全教室を行い、車両や自転車、歩行者の交通ルールやマナー向上の普及啓発を図るとともに、道路交通環境の整備や注意喚起の措置を実施し、事故防止に努めてまいります。

自転車等の駐車対策につきましては、平成29年度に東大和市駅ほか5駅周辺の自転車等駐車を有料化しましたが、引き続き利用者の皆様が快適に安心して駐車できる環境づくりに努めてまいります。

また、自転車等の放置防止を推進するため、放置自転車等の対策を継続して実施し、駅周辺の公共空間の安全性や機能の確保を図ってまいります。

次に、緑の保全・創出について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、新たに花づくりの講師を招き、花づくりが楽しめる公園の整備を進めてまいります。狭山丘陵につきましては、将来にわたって保全し、次世代へ引き継ぐことを目標として、東京都などと連携を図りながら公有地化を進め、市民、関係団体の協力を得ながら適切な維持管理に努めてまいります。

また、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画であります緑の基本計画につきましては、社会経済状況の変化を踏まえるとともに、第四次基本計画や都市マスタープラン等との整合を図り、引き続き次期計画の策定に取り組んでまいります。

次に、防災・防犯体制の推進について申し上げます。

防災体制の強化につきましては、地域防災計画を実効性のあるものとするため、より実践に即した総合防災訓練の実施に努めるとともに、平成30年1月に導入した東京都共同利用型被災者生活再建支援システムの活用や、他団体との相互支援の連携強化に努めてまいります。

また、災害対策用ろ過機の入替えや備蓄食料等の拡充を図るとともに、市民の皆様の安全・安心に関する情報を的確に伝達するため、防災行政無線のデジタル化に向けた設計を実施してまいります。

地域防災力の向上につきましては、防災モデル地区事業としまして、図上訓練の実施を継続するとともに、

女性や地域の災害時要配慮者の視点を考慮した自主防災組織の育成・支援に努めてまいります。

さらに、東日本大震災を風化させないために防災フェスタを引き続き実施してまいります。

局地的集中豪雨などによる浸水対策につきましては、雨水浸透施設の整備や雨水排水施設の清掃を継続して実施していくとともに、軽減効果を発揮できる抜本的な対策を検討してまいります。

防犯対策につきましては、市民が安全で安心して暮らすことができるまちを目指し、青色防犯パトロール事業、安全安心情報送信事業、地域の防犯ボランティア団体に対する防犯用品支給事業を引き続き実施してまいります。

また、小学校の安全対策につきましては、登下校中の児童の安全を確保するため、通学路に設置しました防犯カメラ、全50台を適切に管理・運用してまいります。

東京都により整備が進められております空堀川につきましては、管理用通路を安全な遊歩道として利用できるよう、設置可能な箇所についてLED式の街路灯を設置してまいります。

次に、廃棄物の減量とリサイクルの推進について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、二ツ塚処分場への搬入廃棄物の減量を図るため、埋め立て処分量ゼロを目指した取り組みを行ってまいります。

次に、環境の保全について申し上げます。

重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、低炭素社会の実現に向け、国や東京都の動向を注視しつつ、環境市民の集いを初め、市民を対象にした省エネ講座の開催など、地球温暖化防止対策に対する啓発に努めてまいります。

また、福島第一原子力発電所の事故を原因として発生しました放射性物質による環境問題に対応するため、公共施設の空間放射線量の測定及び食材等の放射性物質の測定を引き続き実施してまいります。

続きまして、「相互の理解と協力で支えられるまちづくり」について申し上げます。

初めに、人権尊重・男女共同参画社会の確立について申し上げます。

配偶者等からの暴力被害に遭われた方の人権を守るため、引き続き民間の緊急一時保護施設の運営費の一部を補助してまいります。

また、第二次男女共同参画推進計画改訂版に基づき、男女が互いを尊重し、あらゆる分野において平等で共同に能力を十分に発揮し参画できる社会の実現に向け、さらなる啓発等に取り組んでまいります。

次に、情報通信技術を活用した豊かな社会の実現について申し上げます。

社会保障・税番号制度につきましては、引き続き他の自治体等との情報連携の安定的な運用に努めるとともに、マイナンバーカードを利用したマイナポータルや子育てワンストップサービスの利活用を推進してまいります。

コンビニエンスストアにおける各種証明書の交付サービスにつきましては、マイナンバーカードの普及促進と市民の皆様の利便性の向上を図るため、引き続き交付サービスの周知に努めてまいります。

また、コンビニエンスストアにおける戸籍の証明書の交付につきましては、他の自治体に住所がある方で、当市に本籍がある方に発行することができるよう、サービスを拡充してまいります。

次に、共に支えあう地域社会の確立について申し上げます。

市民の皆様との連携や協働を推進するため、職員の市民協働の推進に関する指針に基づく取り組みを行うとともに、協働の実績について検証してまいります。

また、市民の皆様力を生かした地域づくりやボランティア活動を支援するため、東大和市社会福祉協議会のボランティア・市民活動センターに対する運営補助を行い、体制と機能の充実を図ってまいります。

次に、地域を越えたパートナーシップの確立について申し上げます。

平和事業につきましては、平和市民のつどいを開催するほか、市長会の助成金を活用し、東村山市と連携して広島市で行われる平和記念式典等への小・中学生の派遣を行ってまいります。今後も、平和都市宣言を行いました市としまして恒久平和の実現に向け、戦争の悲惨さや平和の大切さを伝えてまいります。

広域行政の推進につきましては、引き続き友好都市である喜多方市と、教育、文化、産業、スポーツなど幅広い分野における交流を図ってまいります。

続きまして、「適正な行財政運営の実現」について申し上げます。

初めに、効率的でスリムな行財政運営の実現について申し上げます。

市では、厳しい財政状況の中で、さまざまな行政課題に対応するとともに、将来に負担を残さない健全な財政運営を行うため、行政改革大綱及びその推進計画を策定し、行政改革に努めてまいりました。

こうした中で、第5次行政改革大綱及び推進計画に定めた基本目標である市民サービスの向上、市民参加・協働による行政運営、組織力の向上と人材育成、持続可能な自治体経営の各取り組み項目について進行管理を行い、引き続き効果的・効率的な行財政運営に努めてまいります。

市の行政運営の根幹となります歳入の確保につきましては、市税等の収納率は向上しておりますが、収納を取り巻く環境は、依然として厳しい状況が続いていると考えております。このような状況の中、収納環境の整備を目的として、クレジットカードによる市税等の収納を実施し、利便性の向上に努めてまいります。

また、滞納市税等への対策につきましては、個人の実情に合ったきめ細かな対応を心がけ、現年課税分の早期対応の徹底をさらに進めるとともに、滞納者との滞納相談等を通じて、担税力を見きわめ、市税債権の確保に努めながら、収納率の向上に結びつけてまいります。

計画行政の推進につきましては、第四次基本計画に基づき、事務・事業を効果的かつ効率的に推進するため、行政評価制度や市民意識調査を活用しながら、計画の適正な進行管理に努めてまいります。

行政評価につきましては、事務事業評価、施策評価の実践及び研修による精度の向上に努めてまいります。また、市民や民間の視点を参考とするための市民事業評価会議の実施や行政評価の結果の活用等、引き続き行政評価制度を推進してまいります。

職員の意識改革と資質の向上につきましては、職員接遇マニュアルに基づく、接遇強化月間の実施等、引き続き職員の第一印象の向上に取り組み、より一層市民の皆様から信頼を得られるよう努め、円滑な職務の遂行につなげてまいります。

公共施設等のあり方の検討につきましては、公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の総量の縮減や配置の見直しに向け検討してまいります。また、市有地等につきましても、利活用が図られるよう、検討してまいります。

まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、重要施策で御説明いたしました施策を実施いたしますほか、未婚者の出会いの機会の創出を図るための結婚支援事業を行うとともに、庁内検討組織で提案されましたブランド・プロモーションに関する取り組み等について事業化に向けて検討してまいります。

次に、市民自治の向上について申し上げます。

行政情報につきましては、適時的確に市民の皆様にお伝えし、その共有を図ることが重要であるため、市報

や市の公式ホームページに加え、フェイスブックやツイッターといったソーシャルネットワークサービスを活用するなど、引き続きさまざまな手段での情報提供に努めてまいります。

また、市報につきましては、全面カラー化を実施し、写真やイラスト等における視覚的な効果をふやすとともに、拡張現実と言われますAR技術を活用し、活字等では表現できない詳細な情報やイベント等における会場の雰囲気等を映像で伝えるなど、情報の伝達効果を高めてまいります。

続きまして、新年度予算の編成について申し上げます。

平成30年度予算の編成に当たりましては、1といたしまして、開かれた市政の実現のため、情報公開の推進と説明責任の徹底を図り、市民の理解と信頼を得ること。

2といたしまして、持続可能な市政の実現のため、社会情勢等を見通す中、取り組むべき課題に集中して対応すること。

3といたしまして、東大和市政改革大綱に基づき、歳入の確保と効果的かつ効率的な事務事業の実施に努めること。

この3つの内容を、引き続き基本方針として定めたほか、新たな方針としまして、4といたしまして、東大和市公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設等の最適化の実現に向けて取り組むことを加え、予算の編成を進めてまいりました。

新年度予算の概要であります。歳入では、その根幹となる市税等につきましては、課税客体的な把握や税制改正等を踏まえた内容とし、納税方法の拡充や収納対策に取り組むことにより歳入予算の確保を図ってまいります。

また、国の地方財政措置や東京都の財政支援を適切に見込み、積立基金等につきましても活用を図ることといたしました。

次に、歳出であります。 「人と自然が調和した生活文化都市 東大和」の将来都市像の実現に向け、「日本一子育てしやすいまちづくり」を目指した施策など実施計画における主要事業等につきまして、優先的に予算化を図りました。

今後の市財政につきましては、少子高齢化の進展に伴う社会保障関係経費の増加とあわせ、公共施設の老朽化対策など多額の財政負担が見込まれることから、これらに適切に対処できるよう基金積み立てを継続的に行うなど、市財政の持続性と健全性を維持し、市民サービスの一層の向上に努めてまいります。

以上、平成30年度の市政運営における基本方針と主な施策について申し上げます。

少子高齢化や人口減少が進展する中で活力ある東大和市を維持していくためには、東大和市の将来を見据え、長期的な視点に立った行政運営を行っていく必要があると考えております。

私は、平成27年度から、「日本一子育てしやすいまちづくり」を重要施策に位置づけ、これまで子ども・子育て支援施策に重点的に取り組んでまいりました。その結果、民間機関の「共働き世帯にとって子育てしやすい街」に関する調査で、平成28年度には全国主要都市と都内の区市を含め第4位になり、平成29年度には第3位になりました。これまでの取り組みについて、一定の成果があらわれているものと感じております。

また、市のブランド・メッセージ「東京 ゆったり日和 東やまと」やロゴマークを活用して、より一層の市の魅力を発信していくために、ブランド・プロモーションの取り組みも推進しているところであります。

今後も、引き続き「日本一子育てしやすいまちづくり」の実現に向けた施策を推進するとともに、他の施策と一体的に取り組むことで、若い世代の人たちが移り住み、お子さんを生み育てていただけるようなまちを、



そして市民の皆様が将来にわたって住み続けたいと思っていただける魅力あるまちづくりを進めてまいります。  
市議会並びに市民の皆様の御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、平成30年度の施政方針といたします。

ありがとうございました。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 以上で、市長施政方針表明を終了いたします。

---

#### 日程第4 諸報告

○議長（押本 修君） 日程第4 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 市長報告を申し上げます。

主として、関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。

資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、1月18日に東京都市長会役員会が開催されました。

議事1のOld meets New 東京150年事業についてであります。平成30年は、江戸から東京に改称し、東京府を開設して以来150年の節目となることから、江戸から現代につながる伝統や歴史、文化、技術等の魅力を再認識できる事業を幅広く展開し、都民の東京への愛着を深めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた一体感を醸成してまいりたいとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の東京都オリンピック・パラリンピック準備局からの情報提供等についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会におけるマスコットの最終候補案について、全国の小学生による投票が実施されていることや、現在開催中の平昌オリンピックのライブサイトを実施すること、そして平成31年9月に開催予定のラグビーワールドカップについて、観戦チケットの先行抽せん販売を実施することの報告が、東京都からありました。

次に、議事3の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。広域連合議会に上程を予定し、取りまとめた平成30・31年度の保険料率の最終案など、平成30年1月11日に開催された広域連合協議会において審議の内容について、東京都後期高齢者医療広域連合から報告がありました。

なお、その他の議事につきましては、これを決定、承認いたしました。

次に、1月25日、東京都市長会が開催されました。

議事につきましては、1月18日開催の東京都市長会の役員会と同様であります。

以上で、市長報告を終わります。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります、議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告終了までの間、議長職を交代をいたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 押本 修君 登壇〕

○議長（押本 修君） それでは、平成29年第4回市議会定例会報告以降の議長報告を申し上げます。

まず初めに、2月8日に平成29年度東京都市議会議員研修会が府中の森芸術劇場で開催されました。本研修会には多くの議員の皆様が参加をされておりますので、細かな内容につきましては省略をさせていただきますが、講師に株式会社日本総合研究所、主任研究員の藻谷浩介氏をお招きして、「これからの観光振興と商店街の活性化～各地の成功・失敗事例から多摩地域が学ぶこと～」と題して、講演が行われたものであります。

次に、2月19日に東京都市議会議長会理事会が東京自治会館で開催されました。

議事では、平成29年11月21日以降の会務報告のほか、全国市議会議長会各委員会の会議結果等について報告が行われました。

次に、関東市議会議長会第84回定期総会で審議する都県提出議案について協議をし、調布市から提出のありました教員の働き方改革を求める要望についてを提出することに決定いたしました。

理事会終了後に東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されましたが、先ほど報告いたしました理事会の内容のとおり、定例総会におきましても報告、承認が行われました。

報告は以上であります、ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理をしておりますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（蜂須賀千雅君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 押本 修君 降壇〕

○副議長（蜂須賀千雅君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代をいたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（押本 修君） 以上で諸報告を終了いたします。

---

日程第 5 第1号議案 平成30年度東大和市一般会計予算

日程第 6 第2号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算

日程第 7 第3号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算

日程第 8 第 4 号議案 平成 30 年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算

日程第 9 第 5 号議案 平成 30 年度東大和市介護保険事業特別会計予算

日程第 10 第 6 号議案 平成 30 年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（押本 修君） 日程第 5 第 1 号議案 平成30年度東大和市一般会計予算、日程第 6 第 2 号議案 平成30年度東大和市国民健康保険事業特別会計予算、日程第 7 第 3 号議案 平成30年度東大和市下水道事業特別会計予算、日程第 8 第 4 号議案 平成30年度東大和市土地区画整理事業特別会計予算、日程第 9 第 5 号議案 平成30年度東大和市介護保険事業特別会計予算、日程第 10 第 6 号議案 平成30年度東大和市後期高齢者医療特別会計予算、以上 6 議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第 1 号議案から第 6 号議案までの 6 議案につきましては、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、20 人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第 8 条第 5 項の規定により、議長において議員全員を指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

お諮りいたします。

予算特別委員会の運営についての協議機関として、議会運営委員会委員をもって構成する予算特別委員会議事会を設置したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

議事運営の都合上、ここで暫時休憩いたします。

午前 10 時 28 分 休憩

---

午前 10 時 50 分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について

○議長（押本 修君） 日程第 11 第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） 改めまして、こんにちは。

ただいま議題となりました第 1 号報告 東大和市土地開発公社の経営状況についてにつきまして、御報告申

し上げます。

本報告は、地方自治法第243条の3第2項の規定によりまして、土地開発公社の経営状況について御報告申し上げるものであります。

御報告申し上げます事項は、平成30年度東大和市土地開発公社事業計画並びに予算でございます。

最初に、平成30年度東大和市土地開発公社事業計画であります。

公共用地の取得事業並びに公共用地の売却事業ともに、予定はございません。

続きまして、平成30年度東大和市土地開発公社予算であります。土地開発公社を運営するための管理費のみの計上となっております。

まず、収入であります。事業収入、土地売却収入はゼロ円です。事業外収入、利息収入が3万5,000円で、定期預金の利息です。

続きまして、支出であります。事業費、支払利息につきましてはゼロ円です。

管理費、一般管理費は8万5,000円です。こちらは公社の連絡協議会負担金、法人市民税、法人住民税、振込手数料です。

借入金償還金はゼロ円です。

予備費につきましては、1万円です。

次に、資金計画であります。受入資金額は4,117万円、支払資金額は9万5,000円です。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第1号報告を終了いたします。

---

## 日程第12 第2号報告 専決処分の報告について

○議長（押本 修君） 日程第12 第2号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第2号報告 専決処分の報告についてにつきまして、御説明申し上げます。

御報告する内容は、平成29年12月13日に発生いたしました庁用自動車による物損事故の損害賠償額の決定についてであります。

議会の議決により指定されました、損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分についてに基づき、平成30年1月15日付で専決処分をいたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げるものであります。

事故の概要につきまして御説明申し上げます。

本件は、平成29年12月13日、水曜日、午後3時40分ごろ、立川市錦町3丁目6番地の駐車場で発生いたしました庁用自動車による物損事故でございます。

当日、庁用自動車が駐車場で後退した際に、同駐車場で後方で停車しておりました相手方の配送トラックに接触し、相手方の車両を損傷させたものでございます。

相手方の住所及び氏名につきましては、お手元の議案書に記載のとおりでございます。

損害賠償の額につきましては、27万3,839円であります。

損害賠償の内容につきましては、相手方車両の修理代金及び配送遅延損害金であります。

事故の状況から、市に過失があるとして示談をしたもので、損害賠償金を市が相手方に支払うものであります。

なお、損害賠償金は、公益社団法人全国市有物件災害共済会の自動車損害共済金により、全額補填される予定でございます。

今後、より一層交通事故防止に努めていく所存でございます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第2号報告を終了いたします。

---

### 日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（押本 修君） 日程第13 第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第1号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします小林行雄氏は、平成15年以来、5期15年にわたりまして人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成30年6月30日をもちまして任期満了となります。

同氏は法律の専門家であり、相談者からの信頼も厚く、委員としてふさわしい方です。このようなことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦したいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として小林行雄氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として小林行雄氏を適任と決めます。

---

#### 日程第14 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

○議長（押本 修君） 日程第14 第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号諮問 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、人権擁護委員の候補者の推薦につきまして、議会の意見を求めるものであります。

候補者として推薦いたします野上ミチ子氏は、平成24年以来、2期6年にわたりまして人権擁護委員として御活躍いただいておりますが、平成30年6月30日をもって任期満了となります。

同氏は、昭和62年3月から平成15年3月まで、体育指導委員として市のスポーツ振興のために御尽力をいただき、平成22年12月からは民生・児童委員として現在も活躍されております。また人望も厚く、人柄も温厚でありますことから、今までの経験を生かし、引き続き人権擁護委員として推薦いたしたいと考えております。

なお、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

人権擁護委員の候補者として野上ミチ子氏を適任と認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、人権擁護委員の候補者として野上ミチ子氏を適任と決めます。

---

#### 日程第15 第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例

○議長（押本 修君） 日程第15 第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号議案 東大和市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準に関する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律において、介護保険法が改正されたことにより、これまで厚生労働省令に準拠して東京都が条例で定めていた指定居宅介護支援等の基準につきまして、市の条例で定める必要が生じたことから、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

本条例につきましては、議案資料を別途用意し、配付させていただきました。条例の内容につきましては、この議案資料に基づいて御説明申し上げます。

議案資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この表は、今回、御提案する条例で規定する事項を一覧にしたものであります。この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しを記載しております。また、右側には厚生労働省令の条番号及び条ごとに従うべき基準か参酌すべき基準かの区分を記載しております。本条例につきましては、介護保険法の規定により、厚生労働省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準に従い、または参酌して定める必要があることから、条文ごとにその区分を表記したものでございます。

また、市の条例案におきまして太字で記載しております部分は、市の独自基準でございます。基本方針と記録の整備の2つの項目を記載しております。

それでは、第1章の総則から御説明申し上げます。

この章では、本条例の趣旨、使用する用語の意義、基本方針という総則的な事項や基準を定めております。

第2章、人員に関する基準は、従業者の員数及び管理者に関する基準を定めております。

第3章、運営に関する基準は、第6条から第18条までにおいて、内容及び手続の説明及び同意など、利用者への円滑なサービスの提供のための基準を定めております。また、第19条から第31条までにおいては、管理者の責務など管理運営に関する基準などを定めております。

議案資料の2ページをごらんください。

第4章、基準該当居宅介護支援に関する基準においては、介護保険法に基づく市の指定を受けていない者が行う居宅介護サービス計画の作成その他の支援が、基準該当居宅介護支援として認められるための基準につきまして定めております。

第5章は、委任であります。条例の施行に必要な事項につきまして、市長が別に定めるとするものであります。

続きまして、同ページの表の下の備考をごらんください。

備考の1は独自基準に関する説明ですが、内容につきましては、後ほど御説明申し上げます。備考の2は従うべき基準、備考の3は参酌すべき基準につきまして記載しております。市が条例を定めるに当たりまして、基準となる厚生労働省令には、従うべき基準と参酌すべき基準の2種類がございます。

このうち従うべき基準とは、法令の基準と異なるものを定めることは許されないものの、その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものであります。主な事項といたしましては、従業者の員数、管理者、秘密保持や事故発生時の対応などに関する基準がこれに当たります。

次に、参酌すべき基準とは、法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許されるものであります。主な事項といたしましては、運営規程や設備・備品等などの基準がこれに当たります。

続きまして、議案資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。

本条例の制定に当たりましては、厚生労働省令を基本としつつ、一部について市の独自基準を定めております。

このページの表の右側が厚生労働省令の条文、左側が市の条例案の条文であります。このうち、独自部分は太字で示しております。

1点目は、暴力団の排除の規定であります。

市の暴力団排除条例の趣旨を踏まえ、指定居宅介護支援事業者等並びにその従業者及び管理者の資格につき



まして、暴力団排除のための規定を定めるものであります。

2点目は、記録文書の保存年限の規定であります。

事業所が保存する文書につきまして、厚生労働省令では保存年限を2年間としておりますが、適正な給付及び利用者に対する適正なサービスの提供を図る観点から、5年間とするものであります。

以上が本条例の内容であります。

最後に、条例の附則であります。議案書をごらんいただきたいと存じます。

附則第1項は、条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。ただし、一定の要件に該当する居宅サービス計画の届け出に関する第15条第19号の規定は、同年10月1日から施行するものであります。

附則第2項は、指定居宅介護支援事業所の管理者の資格に関する猶予規定で、第5条第2項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までは介護支援専門員を管理者とすることができる規定であります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第16 第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第16 第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

個人情報保護に関する基本法であります個人情報の保護に関する法律及び国の機関における個人情報保護を定めております行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律が改正され、平成29年5月30日から施行されました。両法律におきましては、情報通信技術の進展等に伴い個人情報の定義の明確を図るとともに、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように、その取り扱いに特に配慮を要する要配慮個人情報の規定が新設されました。これらのことを踏まえ、本条例の一部改正を御提案するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第2条は、定義の規定であります。第2号の改正は、個人情報の定義について、本号に規定されているその他の記述等の内容を明確にするとともに、新たに個人識別符号が含まれるものを加えるものであります。

また、第3号として個人識別符号の定義を、第4号として要配慮個人情報の定義をそれぞれ加え、第3号か

ら第6号までを2号ずつ繰り下げるものであります。

第5条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第6条は、収集の制限の規定であります。これまでも第2項におきまして、思想、信教・信条、社会的差別の原因となる個人情報については、原則収集禁止としておりました。これを要配慮個人情報に改め、個人情報を取り扱う事務の目的を達成するために必要かつ欠くことのできない場合には、収集できることとするものであります。

第8条第2項及び第11条第1項の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第16条第2号及び第17条第2項の改正は、個人識別符号を規定することに伴う改正であります。

第41条第1項の改正は、第2条第2号において略称規定を設けることによる改正であります。

最後に、附則であります。本条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第17 第9号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第17 第9号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第9号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第8号議案 東大和市個人情報保護条例の一部を改正する条例との整合等を図るため、御提案するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

前文の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第2条第2号の改正は、略称規定に関する文言整理を行うものであります。

第7条は行政文書の公開義務の規定であります。第2号の改正は、個人に関する情報について、個人情報保護条例の改正を踏まえて明確化するもので、第7号の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第8条は行政文書の部分公開の規定であります。第2項の改正は、第7条第2号の改正と整合を図るものであります。

第12条第3項の改正は、所要の文言整理であります。

第14条第1項は、公開請求のあった行政文書に第三者に関する情報が記録されているときには意見書の提出機会を与えることができる規定であります。この「第三者」に、国、他の地方公共団体等を加えて「第三者等」とする改正であります。

第20条第1号、第21条第2項、第22条第3項の改正は、いずれも個人情報保護条例との整合を図るものであります。

最後に、附則であります。本条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第9号議案 東大和市情報公開条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第18 第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第18 第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律、略称育児休業法が改正されたことに伴い、条例の見直しを行うものであります。改正内容につきましては、国家公務員の育児休業等の細部について定めております人事院規則の内容に準じたものとしております。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成30年1月30日に同意をいただいております。

内容につきまして、御説明申し上げます。

初めに、第2条の2の改正は、育児休業をすることができる職員の子に含まれる、児童福祉法に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童に準ずる者として、同じく児童福祉法に規定する養育里親に委託されている児童を定めるものであります。

次に、第3条は見出しの改正及び第2号ウの文言整理を行うとともに、育児休業法第2条第1項ただし書きの条例で定める特別の事情として、第6号に「育児休業に係る子について保育所等における保育の利用を希望し、申し込みを行っているが、当面その実施が行われないこと」を加えるものであります。

続きまして、第4条は育児休業の期間の再度の延長ができる特別事情の規定であります。第3条第6号と同様の文言を加えるものであります。

最後に、附則であります。本条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第10号議案 東大和市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第19 第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第19 第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、東京都人事委員会勧告に基づき、一般職の職員に準じて期末手当の支給月数を0.10カ月引き上げ、議員の期末手当の年間支給月数を年4.40カ月から年4.50カ月とするものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第8条第2項の規定は、期末手当の支給月数を定めるものでありますが、6月及び12月の支給月数を特別職と同様に、2.125カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の第8条第2項の規定は、平成29年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 今回、議員の報酬等の改正ということですが、議員報酬に関しては、特別職報酬

等審議会というところにかけて、意見などをいただくということになってると思いますけれども、今回どのような意見があったのか伺います。

○総務部長（広沢光政君） 今回の御提案さしていただいております条例に関しましては、議員の報酬の改正自体ではなく、期末手当というものが対象となっております。期末手当に関しましては、報酬審の審議内容ということになってございませんので、今回は審議会には付議されていないということでございます。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 期末手当のほうは審議会にかけられないということなんですが、私はやはりお手盛りにならないように、やはりこういうこともしっかりと審議していただく必要があると思いますけれども、このところちょっと確認をしたいんですが、今回、特別職に合わせるということで、市民の方もある程度理解をしていただけたと思いますけれども、この支給月数の改定などについて、例えば大幅な改正などがある場合に関しても、この部分に関しては報酬審にかけられないということの認識でよろしいのでしょうか。大幅に改定するようなときとか、何かそのときに報酬以外でも支給月数の改定について報酬審にかけられるということはないのか、その辺を伺います。私は、そのあたりについてもきちんと審議していただきたいと思いますが、そのあたりをお伺いします。

○総務部長（広沢光政君） まず、報酬審にかけてはいけないということではございません。ただ、該当事項の中に入っておりませんので、従来も付議はしてないということで、まずそれが第1点ですね。

それから、今回は先ほど申し上げましたとおり、期末手当ということでございますので付議はしておりませんが、もとになってますのは、先ほど提案理由の中でも御説明申し上げましたように、東京都の人事委員会の勧告に準拠したような形になっておりますので、その段階で金額的なもの、率的なものについては、当然その当時の社会情勢等、給与体系等、民間との差、そういったものを比較した中で人事院のほうは勧告しておりますので、それに準じているという形の中では、私どものほうとしては適正な価格で勧告はされているというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） 今回、市議会議員の期末手当について、年間4.40から4.50ということですが、まあ人事院勧告がもとになってるということですが、市の職員や市長等の特別職についても、0.1カ月引き上げるというふうになってると思いますが、結果として、年の支給月数は市の職員も市長も議員も同じ4.5になるのかどうかというのが1点と。

それから、人事院勧告に基づいて、市の職員が0.1月、上乘せするということですが、市の職員の給与改定や一時金の改定に合わせて、議員についてもこれと連動して改定するという仕組みにこれまでなっているのかどうか。

2点、伺います。

○副市長（小島昇公君） 今回、職員と理事者と議員さんが同じ月数になるということは、そのとおりでございます。

従前どうだったかということになりますと、必ずしもですね、理事者のほうは職員に連動するような形で、上がるときには上がる、下がるときには下がるというところで連動してます。議員さんにつきましては、平成22年から27年ですかね、そこにつきましては職員や理事者とは、議員さんの月数は連動してございません。ですから、必ず連動するという考えだというわけではございません。

以上でございます。

○2番（尾崎利一君） そうすると、今回の議員のが連動して同じにするという条例提案に至った経緯について伺います。

○副市長（小島昇公君） 先ほど申しあげました月数が同じでなかったときの違いなんですけども、職員と議員さんとを比べて、議員さんのほうは高かったということでございます。今回、議員さんのこちらの手当を改正しないと、議員さんが低くなるということもございましたので、総合的に判断して引き上げるという提案でございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔2番 尾崎利一君 登壇〕

○2番（尾崎利一君） 第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改定については、市の職員、そして市長等の特別職と年間の一時金の支給月数を合わせるということです。その点では、大きな異論は出ないというふうに考えています。ただ、議員の待遇全体にかかわる問題で、これをめぐって、これに反対というわけではなくても、政務活動費のほうについてもっと考えるべきではないかという議論も含めて、いろんな議論があります。やはり議員の待遇に関することについては、議員全体の総意をつくっていくということが一つ必要だというふうに思いますし、報酬審議会についての質疑もありましたけれども、そこら辺の仕組みについても、今後検討していく必要があるんじゃないかというふうに考えます。

以上です。

〔2番 尾崎利一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第11号議案 東大和市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第20 第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、東大和市医師会との協議結果を踏まえ、零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬の額を改定するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

別表は、非常勤特別職の報酬額を定めるものでありますが、このうち零歳児保育指定保育園嘱託医の報酬額について、「5万190円」を「4万8,980円」に改めるものであります。

附則につきまして、条例の施行日を平成30年4月1日とするものでございます。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第12号議案 東大和市非常勤特別職の職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。



日程第21 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第21 第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、先ほど御審議いただきました第11号議案と同様に、東京都人事委員会勧告に基づき、一般職の職員に準じまして、期末手当の支給月数を0.10カ月引き上げ、市長、副市長及び教育長の期末手当の年間支給月数を年4.40カ月から年4.50カ月とするものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条第2項第2号及び第3号の規定は、6月及び12月の期末手当の支給月数を定めるものであります。その月数を2.075カ月から、それぞれ0.05カ月引き上げ、2.125カ月とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とし、改正後の第3条第2項第2号及び第3号の規定は、平成29年6月1日から適用するものであります。

附則第2項は、期末手当の内払いの規定で、改正前に支払われた期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第13号議案 東大和市特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第22 第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正内容は、2点ございます。

1点目は、平成29年度給与改定に係る改正であります。当市の給与制度につきましては、東京都の給与制度に準拠しているところであります。このため、原則的に東京都人事委員会の勧告に準じて行うものですが、給料月額につきましては、公民較差が極めて小さいことから、給料表において基本的な改定は行わず、勤勉手当の年間支給月数の引き上げにより対応するものであります。なお、勤勉手当の年間支給月数の引き上げ幅は0.10カ月、再任用職員につきましては0.05カ月であります。

2点目は、平成28年条例第39号として公布いたしました東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正であります。

本条例は、地方公務員法の改正により、勤勉手当の支給額に、人事評価の結果を反映するため改正したものでありますが、勤勉手当の算定となる基礎額を定めるとともに、勤勉手当の支給総額の上限を定めるために、規定している勤勉手当の支給月数を改正するものであります。

なお、東大和市職員組合との交渉につきましては、労使ともに真摯な協議を重ねた結果、平成29年12月27日に同意をいただいております。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

まず、第1条による改正は、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正するものであります。

第18条第2項は、勤勉手当の額の規定であります。6月及び12月に支給する場合の支給月数につきまして改正するものであります。

係長以下の職員では0.95カ月、課長職では1.15カ月、部長職では1.25カ月とするものであります。また、再任用職員は、係長職以下の職員では0.45カ月、課長職及び部長職では0.55カ月とするものであります。

次に、第2条による改正は、東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するものであります。

地方公務員法第23条第2項の規定に基づき、人事評価の結果を活用して勤勉手当の支給額を定めるために規定を整備したものでありますが、東大和市職員の給与に関する条例の第18条第2項において勤勉手当の算定となる基礎額を定めるとともに、勤勉手当の支給総額の上限を定めるために規定している勤勉手当の支給月数を、本改正条例の第1条と同様に改正するものであります。

また、第18条第3項で役職加算による規定を整理するものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、条例の施行日を公布の日からとするものであります。

ただし、勤勉手当の支給月額の改正及びその経過措置に関する規定につきましては、平成29年6月1日から適用するものであります。

附則第2項及び第3項は、平成29年度に支給する勤勉手当の特例の規定で、改正による増額分を12月に支給する勤勉手当として支払うための規定であります。

附則第4項は、勤勉手当の内払いの規定で、改正前に支払われた勤勉手当は改正後の本条例の規定による勤勉手当の内払いとみなすものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第14号議案 東大和市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第23 第15号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第23 第15号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第15号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、都市計画税の特例税率につきまして、その適用期間を延長するものであります。

都市計画税の税率は、市税条例第147条におきまして100分の0.3と規定しておりますが、平成3年度から市税条例の付則に特例規定を設けて、税率を100分の0.26に引き下げ、現在に至っております。この特例規定につきましては、3年ごとに見直しを行うこととしておりますことから、今回、今後の税収及び都市計画事業の推移、また他市の動向等を考慮し、平成30年度からの3年間につきましても、税率を100分の0.26に据え置く措置を継続するものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

付則第23条は都市計画税の税率の特例規定であります。特例税率の適用期間を「平成30年度から平成32年度まで」とするものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を、平成30年4月1日とするものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、この条例による改正後の規定の適用区分を定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第15号議案 東大和市税条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

## 日程第24 第16号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第24 第16号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第16号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法並びに同法施行令及び同法施行規則が改正されたこと。

加えて、東京都営住宅条例が改正されたことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

主な改正内容は、2点ございます。

1点目は、法律等の改正に伴う、認知症である者等の使用料を決定するための規定を整備するものであります。

認知症である者等で、収入申告をすること等が困難な事情であると認める者について、収入申告等を行わず、省令第9条に規定する調査により把握した収入に応じて使用料を決定できるようにするものであります。

このことにより、収入申告等が行われない場合、原則的には、近傍同種の住宅の家賃で決定すべき使用料について、認知症である者等の収入状況に基づき、決定することができるようになります。

2点目は、都営住宅条例の改正に合わせ、特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲を拡大するものであります。

子育て世帯に対する支援の拡大を図るため、現在、小学校に就学する前の子供のいる世帯が対象となっている入居要件の緩和について、対象となる子供の年齢を18歳まで引き上げるものであります。

なお、1点目、2点目とも現時点で該当する入居者はいらっしゃいません。

次に、各条文の改正内容について御説明申し上げます。

第6条は、使用者の資格の規定であります。入居者の資格について、特に居住の安定を図る必要がある使用者の範囲の拡大を行うための改正でございます。

具体的には、入居要件が緩和される対象について、「同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改めるものでございます。

第13条及び第14条の改正は、引用する法令の条ずれを改めるものであります。

第15条の規定は使用料の決定の規定であります。使用料の決定について、第1項の次に認知症である者等について、収入申告等がなくとも、市長が省令第9条に規定する方法で収入を調査し、その把握した収入に基づき、使用料を決定できるようにする規定を追加するものであります。

さらに、この項の追加により、それ以降の項を繰り下げ、引用する法令の条ずれを改める等、所要の文言整理を行うものであります。

第20条の規定は、市営住宅建替事業等に係る使用料の特例の規定であります。第15条、第32条で新たに追加する認知症である者等の使用料を決定するための規定を引用する字句を加えるほか、引用する法令の条ずれ

を改めるものであります。

第30条の規定は、収入超過者等の認定の規定であります。認知症である者等の使用料を決定するための規定を追加することによる所要の文言整理を行うものであります。

第32条の規定は、収入超過者の使用料の規定であります。第2項の次に第15条と同様に認知症である者等の使用料を決定するための規定を追加するものであります。

この項の追加により、それ以降の項を繰り下げ、引用する法令の条ずれを改める等、所要の文言整理を行うものであります。

第34条の規定は、高額所得者の使用料等の規定であります。新たに追加する認知症である者等の使用料を決定するための規定を引用する字句を加えるものであります。

第37条の規定は、収入状況の報告の請求等の規定であります。第34条と同様に引用する字句を加えるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○19番（東口正美君） 今回のこの改正で、本市ではこの該当者がいないということだったんですけども、改めて今、市営住宅にお住まいの方たちの年齢等の状況がどうなっているのか、わかれば教えていただければと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 現在、市営住宅のほうには17世帯、入居されております。入居者の平均年齢につきましては、72.9歳ということでございます。

以上でございます。

○19番（東口正美君） そうしますと、子供が小学校から18歳までというほうの規定に該当する方はいらっしゃるのかなとは思いますが、認知症に今後なっていく可能性はあるのかなと思います。例えば認知症になっても、御家族がいれば、そのお住まいの方が、そういう状況になっても大丈夫だと思わなくても、改めて市が申告できてない人の分をとというふうに考えますと、要は身寄りのいない方が、今この17世帯の中でいるのかどうか、市が把握しているのかどうか、教えていただければと思います。

○総務管財課長（岩本尚史君） 単身世帯の方はいらっしゃいますが、こういった収入申告の際、またほかの件でも御家族との連絡はとれているというふうには認識しております。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第16号議案 東大和市営住宅条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第25 第17号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第25 第17号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第17号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、公営住宅法等が改正されたことから、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

主な改正内容は、第16号議案と同様に、認知症である者等、収入申告すること等が困難な事情にあると認められる者につきまして、職権で収入を把握し、使用料を決定できるようにするものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第13条は、使用の承継の承認の規定であります。引用する省令の条ずれを改めるものであります。

第14条は、使用料の決定の規定であります。収入申告をすること等が困難な事情にある認知症である者等については、市長が職権で調査し、把握した収入に基づき、使用料を決定できるようにする規定を、第2項として追加するものであります。

さらに、この項の追加により、それ以降の項を繰り下げるとともに、引用する法令の条ずれを改める等、所要の改正を行うものであります。

第29条は、収入超過者等の認定の規定であります。認知症である者等の使用料の決定に関する規定の追加に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

第31条は、収入超過者の使用料の規定であります。第14条の改正と同様に、認知症である者等の使用料の決定に関する規定を追加するものであります。

さらに、項の繰り下げ、引用する法令の条ずれを改める等の所要の改正を行うものであります。

第33条は、高額所得者の使用料等の規定であります。第14条及び第31条の改正に伴い、引用条項を追加す

るものであります。

第36条は、収入状況の報告の請求等の規定であります、第33条と同様に引用条項の追加をするものであります。

別表は、高齢者住宅の名称、位置及び種別を定めておりますが、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります、条例の施行日を公布の日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第17号議案 東大和市高齢者住宅条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 1時29分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第26 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第26 第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。



提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第18号議案 東大和市介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正につきましては、第7期の介護保険事業計画の策定に伴い、平成30年度から32年度までにおける介護保険料の保険料率、所得段階等の見直しを図るものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、保険料率の規定であります。平成30年度から32年度までの計画期間に合わせて改めるものであります。

また、各年度の保険料率の額については、同条第1項において、これまで第1段階から第12段階までの12区分として定めていたものを、第12段階を2段階に分けて13区分としております。

改正後の各段階における保険料率の額は、第1号は「27,600円」を「31,200円」に、第2号は「37,200円」を「40,800円」に、第3号は「42,000円」を「45,600円」に、第4号は「51,600円」を「55,200円」に、第5号は「57,600円」を「62,400円」に、第6号は「66,000円」を「72,000円」に、第7号は「72,000円」を「79,200円」に、第8号は「86,400円」を「93,600円」に、第9号は「92,400円」を「104,400円」に、第10号は「100,800円」を「112,800円」に、第11号は「110,400円」を「122,400円」に改めるものであります。

また、最も高い保険料率の額を定める第12号は、第12号と第13号とに区分し、その保険料率の額である「120,000円」を、第12号については「132,000円」、第13号については「141,600円」とするものであります。

なお、第7号及び第8号の所得区分の上限額をそれぞれ10万円ずつ引き上げ、第12段階の所得区分につきましては「800万円以上1,000万円未満」とし、第13号の所得区分は「1,000万円以上」とするものであります。

そのほか、合計所得金額についての算定方法の改正、引用条項の整理等を行っております。

同条第2項の改正は、介護保険法施行令の規定により、第1段階の保険料率の額をさらに減額するものであり、結果として2万8,800円とするものであります。

第5条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の保険料の額の規定であります。介護保険法施行令の引用条項を改めるものであります。

制定時附則第6条の改正であります。租税特別措置法を本則において引用することに伴う文言整理であります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料率から適用することを定めたものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

日程第27 第34号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第27 第34号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第34号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

介護保険法の指定介護予防支援の事業運営等の基準を定める市の条例は、厚生労働省令の基準に準拠して定めておりますが、このたび、この厚生労働省令の一部改正がありましたことから、これに適合するように、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第3条は、基本方針の規定であります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者を、連携に努める施設に加えるための改正であります。

第7条は、内容及び手続の説明及び同意の規定であります。第2項の改正は、利用者に対する説明の内容に、複数の指定介護予防サービス事業者等を紹介するよう求めることができることを、追加するものであります。

また、第3項として、指定介護予防支援事業者は、支援の開始に際し、病院または診療所に入院する者またはその家族に、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院または診療所に伝えることを求める規定を追加し、第4項から第6項までの改正は、引用条項等を整理するものであります。

第33条は、指定介護予防支援の具体的取扱方針の規定であります。第9号の改正は、サービス担当者会議においては、利用者及びその家族の参加を基本とすることを定めるものであります。

次に、第14号の2を追加して、一定の場合に、利用者の服薬状況、心身または生活の状況に係る情報等を、利用者の同意を得て主治医等に提供することを定めるものであります。

続いて、第21号の改正は略称規定の整備をするもので、その次に加える第21号の2は、医療サービスの利用を希望する者について、主治医等の意見を求める場合に、介護予防サービス計画を当該主治医等に交付しなければならないとする規定であります。

第34条第1号及び第35条の改正は、用語の整理をするものであります。

最後に、附則であります。本条例の施行日を平成30年4月1日と定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第34号議案 東大和市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

**日程第28 第35号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例**

○議長（押本 修君） 日程第28 第35号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第35号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める厚生労働省令の一部改正に基づき、これに適合するように、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

目次の改正は、節を移動した上で、新たに第5節として共生型地域密着型サービスに関する基準を追加する

ものであります。

第1条は、趣旨の規定であります。共生型地域密着型サービスに関する根拠条文や必要な字句を追加するものであります。

第2条は、定義の規定であります。第6号を第7号とし、新たに追加する第6号に共生型地域密着型サービスに関する定義を規定するものであります。

第6条は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の員数の規定で、第1項では訪問介護員等の定義部分を削除し、第2項ではオペレーターの要件としてのサービス提供責任者に従事した年数を、経験年数を3年以上から、原則1年以上とするものであります。

また、第5項に定めるオペレーターの兼務を認める時間の制限を削除し、同項第12号に介護保険法の改正により新たに創設された介護医療院の規定を追加するものであります。

第7項の改正は、オペレーターが指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の随時訪問サービスに従事することができることについて、時間の制限を削除するものであります。また、第8項の改正は、オペレーターによる兼務がされている場合は、訪問介護員等の配置義務を緩和するための改正であります。

そのほか、同条において引用条文の改正を行っております。

第32条は、勤務体制の確保等の規定で、第3項の改正は、複数の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所が密接な連携を図って、一体的に利用者等から通報を受けることができることについて、時間の制限を削除するものであります。

第39条は地域との連携等の規定で、第1項の改正は、介護・医療連携推進会議の開催頻度について、おおむね3カ月に1回以上から、おおむね6カ月に1回以上に緩和するための改正であります。

また、第4項の改正は、同一の建物に居住する利用者以外の者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供義務を定めるための改正であります。

第47条は訪問介護員等の員数の規定で、夜間対応型訪問介護のオペレーターの要件として、サービス提供責任者に従事した年数について、第6条第2項の改正と同様に、原則1年以上とするものであります。

第59条の9は指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針の規定で、引用条項を改めるものであります。

第59条の25は利用定員の規定で、指定療養通所介護事業所の利用定員を9人以下から18人以下に改めるものであります。

第59条の27は内容及び手続の説明及び同意の規定で、所要の文言整理を行うものであります。

第59条の38は準用の規定で、指定療養通所介護の事業に準用する場合の所要の読みかえを追加するものであります。

第3章の2に新たに追加する第5節の規定は、共生型地域密着型サービスに関する基準の規定であります。

第59条の20の2は共生型地域密着型通所介護の基準の規定で、障害者総合支援法に基づく指定生活介護事業者、指定自立訓練（機能訓練）事業者、指定自立訓練（生活訓練）事業者、指定児童発達支援事業者及び指定放課後等デイサービス事業者が、共生型地域密着型通所介護の事業を行う場合の満たすべき基準を定めるものであります。

第59条の20の3は準用の規定で、共生型地域密着型通所介護に係る準用規定及び所要の読みかえを定めるものであります。

第61条は従業員の員数の規定で、単独型指定認知症対応型通所介護の定義において列記している施設に、新

たな施設である介護医療院を追加する等の改正を行うものであります。

第65条は利用定員等の規定で、第1項においてユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設に関する利用定員について、共用型指定認知症対応型通所介護と合わせて1日12人以下とするよう改正し、あわせて第2項に引用条項の改正を行うものであります。

第82条は従業者の員数の規定で、第1項にサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に関する字句を追加するものであります。また、第6項の表においては、介護医療院及び指定地域密着型通所介護事業所の字句を追加するほか、所要の文言整理をするものであります。

第83条及び第84条の改正は、各条に列記する施設に介護医療院の字句を追加するものであります。第83条の改正については、あわせて引用条項の改正も行っております。

第92条の改正は、文言を整理し、続く第103条、第111条及び第112条の改正は、各条に列記する施設に介護医療院を追加するものであります。

第117条は指定認知症対応型共同生活介護の取扱方針の規定で、項の移動をした上で、新たに第7項として、事業者における身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加するものであります。

第125条第3項の改正は、列記する施設に介護医療院を追加するものであります。

第130条は従業者の員数の規定で、第4項において列記する施設に介護医療院を追加するほか、文言の整理を行い、第7項ではサテライト型特定施設の生活相談員等の配置基準の緩和要件として、介護老人保健施設では言語聴覚士、介護医療院では介護支援専門員による適切な処遇が行われる場合を追加するための改正を行うものであります。

第138条は指定地域密着型特定施設入居者生活介護の取扱方針の規定で、項の移動をした上で、第6項として、事業者における身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加するものであります。

第151条は従業者の員数の規定で、同条第3項の改正は、従業者の専従要件の例外から除外する職として、一定の施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員を追加するための改正であります。

また、同条第4項に列記する施設に、介護医療院を追加する改正や、同条第8項において、サテライト型居住施設の生活相談員等の配置基準の緩和要件として、第130条第7項の改正と同様の改正を行うものであります。

第152条第2項の改正は、引用条項を整理し、第153条は列記する施設に介護医療院を追加するものであります。

第157条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針の規定で、項の移動をした上で、新たに第6項として、施設における身体拘束等の適正化を図るための規定を追加するものであります。

続いて、新たに追加する第165条の2は、緊急時等の対応を定める規定であります。

第168条は運営規程の規定で、号の移動をした上で、第6号として緊急時等における対応方法の規定を追加するものであります。

第182条は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の取扱方針の規定で、項の移動をした上で、新たに第8項として施設における身体的拘束等の適正化を図るための規定を追加するものであります。

第186条は運営規程の規定で、号の移動をした上で、第7号として緊急時等における対応方法の規定を追加するものであります。

第191条は従業者の員数等の規定で、第1項において、看護小規模多機能型居宅介護の提供に当たる者を2人以上とする場合として、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録者等の居宅において行う場合を追加するための改正を行うものであります。

第6項では、宿泊サービスに本体事業所に宿泊させて行う指定看護小規模多機能型居宅介護等を追加するための改正を行うものであります。

第7項の改正は、列記する施設に介護医療院を追加するものであります。

また、新たに追加する同条第8項から第10項までの規定は、第8項では訪問サービスの提供に当たる看護小規模多機能型居宅介護従業者の人員を2人以上とすること、第9項では宿直勤務を行う看護小規模多機能型居宅介護従業者を置かないこと、第10項では看護職員の員数を常勤換算方法で1人以上とすることを定めるものであります。

さらに、新たに追加する第13項では、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所において厚生労働大臣が定める研修の修了者を置くことができる場合を定めるものであります。

その他、文言整理、項の移動などをするための改正をしております。

第192条は管理者の規定で、項の移動をした上で、第2項としてサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者の兼務の規定を追加し、あわせて列記する施設に介護医療院を追加するほか、引用条項を改正するものであります。

第193条の改正は、列記する施設に介護医療院を追加するものであります。

第194条は登録定員及び利用定員の規定で、第1項の改正は、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員を18人とし、同条第2項第1号の改正は、通いサービスにおける同事業所の登録定員を12人とし、同項第2号の改正では、宿泊サービスにおける同事業所の登録定員を6人とするものであります。

第195条は設備及び備品等の規定で、同条第2項第2号にオとして、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所が診療所である場合において、当該診療所が有する病床を宿泊室として兼用することができる規定を追加するものであります。

第199条の規定は、看護小規模多機能型居宅介護計画及び看護小規模多機能型居宅介護報告書の作成の規定で、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所においては、研修修了者に看護小規模多機能型居宅介護計画の作成に関する業務を行わせることができるための改正を行うものであります。

第202条は準用の規定で、所要の文言整理をするものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日を平成30年4月1日と定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○18番（中間建二君） ただいま御説明いただきました条例の一部改正の中では、介護医療院という新たな概念、新しい施設の文言整理、位置づけということでの御説明であったかと思ひます。厚労省の資料等読みますと、この介護医療院というものが、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れ、また看取り・ターミナル等の機能、生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設ということでの表記になっておりましたけ

れども、これに該当するような施設が当市にはあるのか、また市民が利用しているという実態があるのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護医療院に関する御質問でございますが、現在この介護医療院に相当する施設というものは、市内にはございません。

それから、厚生労働省は、この新しい介護医療院に関しまして、既にある介護療養病床、これを医療院に転換するような政策を考えておりますけれども、この介護療養病床につきましても市内にはございません。介護保険の被保険者の中には、若干名というか30名程度、この介護療養病床の利用者がございますが、市の区域外の病床を利用していると、こういう状況でございます。

以上であります。

○18番（中間建二君） そうしますと、この東大和市の中で、今後この介護医療院に該当するような施設サービスが必要になってくるということが今から想定されるのか、何らかの方針や考え等がありましたらお尋ねしたいと思います。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 介護医療院に関しましては、今回の法改正で新しくできた施設でございます、私どもとしても現段階では情報収集をしているというところでございます。

議員御指摘のとおり、医学的な管理の必要な高齢者、そして生活機能も兼ね備えた場の提供というものが必要かということになりますと、確かにそういう需要というものはあるだろうというふうに想定しておりますけれども、新しい施設でございますし、それから介護療養病床からの転換がどういうふうに進むかということも、まだ未知数でございます。国のほうは6年かけて移行をするというふうに考えておりますので、今後の推移を見守っていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） 済みません、1点、聞かせていただきたいと思います。

身体的拘束等の適正化という言葉が何度か出てきておりますけれども、これは具体的にはどういうことを言っているのか、もう少し具体的に教えてください。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 身体的拘束に関しましては、現段階での基準でも、やむを得ない場合には許容するような規定になっておりますけれども、その許容する場合の細かい条件というものが一切書いてございません。そこで、今回、厚生労働省令は、新たにその適正化のための規定といたしまして、まずはその施設におけるその拘束に関する指針をつくること、それからその拘束をするかどうかについての検討委員会を立ち上げること、それからさらには職員の研修を行うこと、こういったことを規定いたしました。私どもの条例にも、この基準を盛り込んで、この適正化にするように、各事業所のほうに要求していきたいと、このように考えております。

以上であります。

○19番（東口正美君） そうしますと、指針や、また検討委員会や職員の研修というのは、市ではなくて各事業者ごとが行うということでよろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 議員御指摘のとおりでございます、この指針ですとか研修につきましては、条文上は事業者が行うことになっております。

以上であります。

○4番（実川圭子君） 私も今の身体的拘束等の指針などについてちょっとお伺いしたいんですが、各事業所で

そういう指針をつくるということなのですが、適正化というところをどのようにチェックするかということで、検討委員会などは多分その事業所ごとの内部のチェックということになるのかと思うのですが、外部的な適正化をチェックするというような体制はとらないのでしょうか、お伺いします。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回、法改正でこういう新しい仕組みが導入されましたが、この指針の内容ですとか、あるいは検討委員会のあり方、これにつきましてはまだ国から十分な情報が来ておりません。私どもとしても、情報収集に努めまして、事業者に適正な情報を提供したいと思っておりますけれども、現段階では詳細がまだ検討中というか、情報収集中であるということでございます。

以上であります。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1 番（森田真一君） 日本共産党を代表して、第35号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

本議案は、平成29年度の障害者総合支援法改正により、地域密着型サービスの類型に共生型地域密着型サービスが新たに加えられたことや、また平成30年度より6年間の経過措置をもって介護療養病床を廃止し、新たに介護医療院が創設されることに伴って、事業者の人員、設備及び運営の基準を定めるためのものです。

日本共産党は、介護医療院や共生型サービスの創設は、施設・人員基準・報酬を引き下げ、サービスを低下させ、医療・介護制度を崩壊させる危険をはらむものであると反対しています。

本条例案は、国の法改正に基づくものであり、認知症高齢者グループホーム等や介護医療院において、身体拘束の適正化のためのマニュアルや研修体制の整備などを事業者を求めることや、また夜間対応の人員配置の基準軽減などを定めるものであり、やむを得ないものであると考え、同条例案に賛成をするものです。

なお、共生型地域密着型サービスの導入については、厚生労働省社会保障審議会障害者部会でも、きょうされんや全国手をつなぐ育成会連合会などの障害者団体などから「共生型サービスの創設に際しては、現在サービスを利用している利用者のサービスの質・量及び公的サービスが低下しないような制度設計と報酬上の評価が必要である」という意見が寄せられています。本市においても、適切な運用がされることを希望いたします。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。



採決いたします。

第35号議案 東大和市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第29 第36号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第29 第36号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第36号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成30年4月からの指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準を定める厚生労働省令の一部改正に基づき、これに適合するように、本条例の一部改正を御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第4条は、基本方針の規定であります。法改正により、引用する法令の項ずれを改めるものであります。

第5条は、従業員の員数の規定であります。介護保険法の改正により、新たに介護医療院が省令に追加されたことから、本条例に介護医療院を追加するものであります。

第9条は、利用定員等の規定であります。指定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては、施設ごとに利用定員を1日当たり3人以下と規定しておりましたが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設においては、ユニットごとに入居者の数と当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が1日当たり12人以下となる数を加えるものであります。

第44条は、従業員の員数の規定であります。表中、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合」の項に第5条と同様に、介護医療院を追加し、同表、「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の同一敷地内に中欄に掲げる施設等のいずれかがある場合」の項に指定地域密着型通所介護事業所を追加するものであります。

第45条は、管理者の規定であります。第5条及び第44条と同様に介護医療院を追加し、省令改正により、引用する条例の項ずれを改めるものであります。

第46条、第60条、第72条、第73条及び第83条の改正は、第5条、第44条及び第45条と同様に介護医療院を追加するものであります。

第78条は、身体的拘束等の禁止の規定であります。指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が、身

体的拘束等の適正化を図るために必要な措置を講じるための規定を追加するものであります。

第86条は、準用の規定であります。第39条のうち、準用する必要のない項を除くための字句を追加するものであります。

最後に、附則であります。

本条例の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○1番（森田真一君） 日本共産党を代表しまして、第36号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論いたします。

日本共産党は、先ほども申しましたが、介護医療院には反対ですが、本条例案は第35号議案と同様に法改正に伴うものであり、やむを得ないものであると考へ、同条例案に賛成するものです。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第36号議案 東大和市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第30 第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第30 第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、介護保険法施行規則における主任介護支援専門員の定義規定が改正されたことから、条例で引用する同じ用語について、同規則と整合するよう、条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は人員に関する基準の規定で、第1項第3号に引用する主任介護支援専門員の要件について、介護保険法施行規則に合わせて改正するものであります。具体的には、主任介護支援専門員更新研修を受ける場合は、主任介護支援専門員研修の修了日から起算して5年を経過する日ごとに、当該経過する日を修了期限とするものであります。

附則であります。附則第1項は、条例の施行日を公布の日とするものであります。

附則第2項は、平成28年条例第11号として公布いたしました東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例における経過措置の規定を削除するものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第19号議案 東大和市地域包括支援センターの人員及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第31 第20号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第31 第20号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第20号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部改正に伴いまして、受給資格の確認において保護者が支給認定証の交付を受けていない場合の対応について定めること、加えて、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正により、引用する一部の条項に移動が生じたことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は特定教育・保育施設が保護者から特定教育・保育の提供を求められた場合の支給認定の有無等の確認方法に関する規定であります。現行、特定教育・保育施設を利用する際には、特定教育・保育施設において施設型給付等の算定に必要な各種情報を確認するために、支給認定証を交付しておりましたが、今回の改正により、支給認定証は保護者から交付の申請があった場合のみ交付することになります。

この改正に伴い、保護者が交付の申請をしていない場合においては、子ども・子育て支援法施行規則第7条第2項に規定する通知により特定教育・保育施設において確認できるようにするものであります。

第16条は、特定教育・保育の取扱方針に関する規定であります。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の改正に伴い、引用する条項のずれを改めるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて、平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第20号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第32 第21号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第32 第21号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第21号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から実施されます国民健康保険制度の広域化に伴い、国民健康保険法が一部改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条の改正は、広域化により、都道府県は主に財政運営、区市町村は主に事務運営を行うことから、役割を明確にするために文言を加えるものであります。

第2条は、国民健康保険運営協議会の委員定数の規定であります。広域化により、都道府県においても国民健康保険運営協議会が設置されたことから、市の運営協議会の根拠条文を加えるものであります。

第5条第4号の改正は、第2条の略称規定を置いたことから、所要の文言整理を行うものであります。

第11条は保健事業の規定であります。国民健康保険法の引用条項を改正するとともに、健康保険法の改正に伴い第4号を新たに加えるものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて、平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第21号議案 東大和市国民健康保険条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第33 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第33 第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第22号議案 東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から実施されます国民健康保険制度の広域化に伴い、地方税法及び同施行令が改正されたこと及び東大和市国民健康保険運営協議会から国民健康保険税の税率等の改定に係る答申を本年1月29日に受けたことを踏まえて、税率等について改正を行うものであります。

主な改正点は、3点ございます。

1点目は、税率等の改定であります。国民健康保険制度の広域化に伴い、財政運営を担う東京都から、被保険者の人数、所得及び医療の水準によって算出された納付金が通知されます。

あわせて、その納付金を納付するために、被保険者から徴収すべき保険料率として標準保険料率が東京都か

ら示されますので、市はこれを参考とし、東大和市国民健康保険運営協議会の答申を踏まえ、保険税率等を見直すものであります。

2点目は、課税限度額の見直しであります。現行の限度額を法定限度額に合わせるものであります。

3点目は、地方税法の改正に伴い、文言整理等の所要の改正を行うものであります。

それでは、各条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、課税額の規定であります。第1項は、地方税法施行令の改正に伴い、市の国民健康保険税を国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用等に充てることとする改正を行うものであります。

第2項は、基礎課税額の課税限度額を52万円から54万円に、第3項は後期高齢者支援金等課税額の課税限度額を17万円から19万円に、それぞれ改めるものであります。

第4項は、第1項の改正に伴い、所要の文言整理を行うものであります。

第3条は、国民健康保険の被保険者に係る所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の5.64」から「100分の6.00」に改めるものであります。

第5条は、国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。基礎課税額の被保険者均等割額につきまして、「26,500円」から「28,000円」に改めるものであります。

第7条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗じる税率につきまして、「100分の1.68」から「100分の1.78」に改めるものであります。

第8条は、国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を「7,900円」から「8,500円」に改めるものであります。

第9条は、介護納付金課税被保険者に係る所得割額の規定であります。基礎控除後の総所得金額等に乗ずる税率を、「100分の1.83」から「100分の1.90」に改めるものであります。

第10条は、介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額の規定であります。被保険者均等割額を「10,800円」から「10,600円」に改めるものであります。

第14条は、納税義務の発生、消滅等に伴う賦課の規定であります。所要の文言整理を行うものであります。

第23条は、国民健康保険税の減額の規定であります。第2条で規定している課税限度額の改正に伴い、引用する金額の改正を行うとともに、第1号から第3号までに規定する減ずる額について、第5条、第8条及び第10条で規定している被保険者均等割額の改正に伴い、7割相当額、5割相当額及び2割相当額の改正を行うものであります。

次に、付則第15項の改正及び第16項の追加は、多子世帯の負担軽減を図るための被保険者均等割額の特例についての規定であります。2項に分けることで明確化を図るものであります。

最後に、附則であります。附則第1項は、条例の施行日を平成30年4月1日と定めるものであります。

附則第2項は、経過措置の規定で、改正後の条例の規定につきましては、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税から適用することを定めるものであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

---

日程第34 第23号議案 東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第34 第23号議案 東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第23号議案 東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、平成30年度から実施されます国民健康保険制度の広域化に伴い、国民健康保険法が一部改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、本条例の目的規定であります。広域化に伴い、東京都が当市とともに、国民健康保険の保険者となることから、「東大和市国民健康保険の被保険者」を「東大和市が行う国民健康保険の被保険者」に改正するものであります。

第2条は、借受資格の規定であります。第1条に略称規定を置いたことから所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて、平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第23号議案 東大和市国民健康保険高額療養費資金貸付条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第35 第24号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第35 第24号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第24号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことから、本条例の一部改正を御提案申し上げるものがあります。

それでは、主な改正内容につきまして御説明申し上げます。

高齢者の医療の確保に関する法律が改正されたことにより、国民健康保険法の規定により、住所地の特例の適用を受けて従前の住所地の市町村の被保険者とされている者が後期高齢者医療制度に加入した場合には、当該住所地の特例の適用を引き継ぎ、従前の住所地の後期高齢者医療広域連合の被保険者となるための改正を行うものであります。

次に、条文の改正内容につきまして御説明申し上げます。

第3条は、保険料を徴収すべき被保険者の規定であります。高齢者の医療の確保に関する法律に先ほど主な改正内容のところ御説明申し上げました住所地の特例の適用を引き継ぐ規定が追加されたことに伴い、その内容を追加し、引用条項について所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を、改正法の施行日に合わせて、平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしく御説明申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第24号議案 東大和市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第36 第25号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例

○議長（押本 修君） 日程第36 第25号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第25号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、建築基準法が改正されたことによる引用条項の項ずれの整理及び所要の文言整理を行う改正であります。

なお、この改正により、条例で定めている制限の内容に変更が生じるものではございません。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第5条及び第10条の改正は、所要の文言整理を行うものであります。

第12条は、建築物の敷地が制限の異なる地区の2以上にわたる場合の措置の規定であります。建築基準法の改正に伴い、同条で引用する建築基準法の項ずれを改めるとともに所要の文言整理を行うものであります。

別表第2は、各地区計画区域の地区の区分に応じ、建築物の用途の制限を示す表であります。第12条と同様に建築基準法の改正に伴い、同表で引用する建築基準法の項ずれを改めるとともに、所要の文言整理を行うものであります。

最後に、附則であります。条例の施行日を公布の日とするものであります。ただし、一部の改正規定につきましては、平成30年4月1日とするものであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第25号議案 東大和市地区計画区域内建築条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

### 日程第37 第32号議案 市道路線の廃止について

○議長（押本 修君） 日程第37 第32号議案 市道路線の廃止について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第32号議案 市道路線の廃止についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

市道に隣接する土地所有者から市道の廃止及び廃道敷の払下げ申請が提出され、市道として存置する必要がないと認められることから、道路法第10条第1項の規定に基づき、市道路線を廃止するものであります。

廃止する路線は、市道第1177号線で、起点が狭山3丁目1355番1先、終点が狭山3丁目1356番1先、幅員は2.73メートル、延長は26.74メートルであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

### 日程第38 第33号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（押本 修君） 日程第38 第33号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第33号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本案は、平成30年度及び平成31年度の保険料の改定に伴い、関係区市町村の負担金により、保険料の負担の軽減を図るため、東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更するものであります。

広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法第291条の3第1項及び第291条の11の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないことから御提案申し上げるものであります。なお、負担金による軽減は、平成28年度及び平成29年度においても実施しているものでございます。

内容につきまして、御説明申し上げます。

附則第5項の改正は、平成30年度分及び平成31年度分の関係区市町村の負担金の額について、平成28年度分及び平成29年度分と同様に、審査支払手数料相当額、財政安定化基金拠出金相当額、保険料未収金補填分相当額、保険料所得割額減額分相当額及び葬祭費相当額のそれぞれの全額を、関係区市町村の一般会計から負担を求める経費とするものであります。

附則であります。第1項は、本規約の施行日を平成30年4月1日とするものであります。

第2項は、経過措置として、変更後の規約附則第5項の規定は、平成30年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金について適用し、平成29年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例によるものとしてあります。

以上でございます。よろしく御願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。  
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。  
採決いたします。

第33号議案 東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更について、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。  
ここで10分間休憩いたします。

午後 2時36分 休憩

---

午後 2時46分 開議

○議長（押本 修君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

### 日程第39 第26号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第5号）

○議長（押本 修君） 日程第39 第26号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第26号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第5号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成29年度の予算執行も3月末をもって終了となりますが、職員の給与改定等に伴いまして、各科目の職員人件費の増額や、一般会計から各特別会計への繰出金の補正が必要となったこと。また、国の基準単価の改定等に伴いまして、民間保育園運営委託・補助事業費や認定こども園事業費等に係る歳入歳出予算の増額が必要となったこと。さらには、年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、国民健康保険の一般被保険者に係る高額療養費等の増額が見込まれ、国民健康保険事業特別会計への繰出金の増額が必要となったこと。その他、各事業費の歳入歳出予算に増減が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億461万4,000円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ326億542万5,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。ここでは各款におけます主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第2款の地方譲与税は476万6,000円の増額で、地方揮発油譲与税の減額と自動車重量譲与税の増額であります。

第3款から第7款までにつきましては、都税関係の交付金で、東京都からの決算見込み通知に基づき補正する内容であります。第3款の利子割交付金は219万1,000円の増額、第4款の配当割交付金は1,733万2,000円の増額、第5款の株式等譲渡所得割交付金は5,410万7,000円の増額、第7款の自動車取得税交付金は1,852万2,000円の増額であります。

第9款の地方交付税は2,000万円の減額で、特別交付税の減額であります。

第11款の分担金及び負担金は252万円の減額で、駅前自転車等駐車場用地借上料負担金の減額であります。

第13款の国庫支出金は9,433万4,000円の増額で、保育所委託費負担金の増額等であります。

第14款の都支出金は6,668万8,000円の増額で、保育所委託費負担金の増額等であります。

第16款の寄附金は40万円の増額で、旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第17款の繰入金金は7,893万5,000円の減額で、財政調整基金取り崩しの減額であります。

第19款の諸収入は4,772万9,000円の増額で、湖南衛生組合からの土地信託事業配当金の計上等であります。

4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の議会費は144万4,000円の増額で、議会運営費等の増額であります。

第2款の総務費は1,554万5,000円の増額で、職員人件費等の増額であります。

第3款の民生費は1億8,954万3,000円の増額で、国民健康保険事業特別会計繰出金及び民間保育園運営委託・補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は147万5,000円の増額で、休日急患診療所運営費等の増額であります。

第6款の農林業費は15万円の増額で、職員人件費の増額であります。

第7款の商工費は15万4,000円の増額で、職員人件費等の増額であります。

第8款の土木費は3,341万円の減額で、市内道路改良事業費及び公園管理費の減額等であります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第10款の教育費は2,568万7,000円の減額で、体育施設運営費の減額等であります。

第12款の諸支出金は5,540万円の増額で、基金積立金の原資分の増額であります。内訳としまして、環境緑化基金への積み立てが5,500万円、旧日立航空機株式会社変電所基金への積み立てが40万円あります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○企画財政部長（田代雄己君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

2款地方譲与税は476万6,000円の増額であります。

1項1目1節地方揮発油譲与税は537万円の減額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

2項1目1節自動車重量譲与税は1,013万6,000円の増額であります。東京都からの決算見込み通知によるものであります。

これ以降の東京都の決算見込み通知によるものにつきましては、9ページになりますが、3款利子割交付金219万1,000円の増額、また11ページになりますが、4款配当割交付金1,733万2,000円の増額、13ページになりますが、5款株式等譲渡所得割交付金、こちらが5,410万7,000円の増額、15ページになりますが、7款自動車取得税交付金1,852万2,000円の増額であります。

17ページをお開きください。

9款1項1目1節地方交付税は2,000万円の減額であります。対象経費の減額等に伴い、特別交付税を減額するものであります。

19ページをお開きください。

11款分担金及び負担金、1項負担金、3目土木費負担金、1節土木管理費負担金は252万円の減額であります。駅前自転車等駐車場用地借上料の減額に伴いまして、武蔵村山市からの負担金を減額するものであります。

21ページをお開きください。

13款国庫支出金は9,433万4,000円の増額であります。

1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金は9,174万1,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は284万6,000円の減額であります。交付額の確定に伴います保険基盤安定負担金（国民健康保険分）の減額であります。

2節児童福祉費負担金は9,458万7,000円の増額であります。

地域型保育給付費負担金は87万3,000円の増額であります。小規模保育事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

認定こども園等施設型給付費負担金は2,279万8,000円の増額であります。認定こども園事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

保育所委託費負担金は7,091万6,000円の増額であります。民間保育園運営委託・補助事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

2項国庫補助金は259万3,000円の増額であります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は178万3,000円の増額であります。認定こども園の一時預かり保育事業等に係る子ども・子育て支援交付金の増額であります。

7目教育費国庫補助金、4節幼稚園費補助金は81万円の増額であります。私立幼稚園就園奨励費補助金の増額であります。

23ページをお開きください。

14款都支出金は6,668万8,000円の増額であります。

1項都負担金、1目民生費都負担金は5,075万1,000円の増額であります。

1節社会福祉費負担金は2万7,000円の減額であります。

保険基盤安定負担金（国民健康保険分）は609万5,000円の減額、次の保険基盤安定負担金（後期高齢者医療分）は606万8,000円の増額であります。いずれも交付額の確定によるものであります。

2節児童福祉費負担金は5,077万8,000円の増額であります。

地域型保育給付費負担金は63万8,000円の増額であります。小規模保育事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

認定こども園等施設型給付費負担金は1,468万2,000円の増額であります。認定こども園事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

保育所委託費負担金は3,545万8,000円の増額であります。民間保育園運営委託・補助事業に係る基準単価の改定等に伴うものであります。

2項都補助金は1,593万7,000円の増額であります。

2目民生費都補助金は2,732万9,000円の増額であります。

1節社会福祉費補助金は9,000円の増額であります。

社会福祉法人等負担軽減措置補助事業補助金は6,000円の増額、次の介護保険サービス提供事業者負担軽減措置補助事業補助金は3,000円の増額であります。いずれも対象経費の増額に伴うものであります。

2節児童福祉費補助金は2,732万円の増額であります。

子育て支援課の子供家庭支援包括補助事業補助金は1,090万3,000円の増額であります。主に児童館のランドセル来館事業の経費に係るものであります。

子ども・子育て支援交付金は21万8,000円の増額であります。病児・病後児保育事業費の増額に伴うものであります。

保育課の幼稚園型一時預かり事業補助金は217万9,000円の増額であります。対象経費の見込み増に伴うものであります。

保育士等キャリアアップ補助金は1,402万円の増額であります。対象経費の増額に伴うものであります。

8目教育費都補助金、5節保健体育費補助金は1,139万2,000円の減額であります。対象経費の減額に伴いますスポーツ施設整備費補助金の減額であります。

25ページをお開きください。

16款1項寄附金、2目1節指定寄附金は40万円の増額であります。

旧日立航空機株式会社変電所の保存等に係る寄附金の増額であります。

なお、この寄附金の増額分につきましては、全額を旧日立航空機株式会社変電所基金に積み立てるものであります。

27ページをお開きください。

17款繰入金、1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は7,893万5,000円の減額であります。

一般会計補正予算（第5号）の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

29ページをお開きください。

19款諸収入、5項1目1節雑入は4,772万9,000円の増額であります。



高齢介護課の介護ロボット等導入支援特別事業補助金返還金は2万6,000円の計上ではありますが、平成28年度の精算に基づく介護サービス事業所からの返還金であります。

ごみ対策課の地域環境力活性化事業補助金は67万2,000円の計上ではありますが、一般廃棄物処理基本計画の策定経費に係るものであります。

湖南衛生組合土地信託事業配当金は5,500万円の計上ではありますが、湖南衛生組合で実施しました土地信託事業に係る組合構成市への配当金であります。

なお、この配当金につきましては、全額を環境緑化基金に積み立てるものであります。

都市計画課の都営バス公共負担清算金は93万8,000円の計上ではありますが、平成28年度の公共負担額が確定したことに伴うものであります。

社会教育課のスポーツ振興くじ助成金は890万7,000円の減額ではありますが、対象経費の減額に伴うものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は2億461万4,000円の増額で、補正後の予算額は326億542万5,000円となるものであります。

31ページをお開きください。

これより歳出の説明を申し上げます。

1款1項1目議会費は144万4,000円の増額であります。

1の職員人件費は27万円の増額であります。

2の議会運営費は117万4,000円の増額であります。

職員人件費につきましては、各款で増額の補正計上となっておりますが、職員の給与改定による職員手当等の増額が主な内容で、ここで一括して説明させていただきまして、各款での説明は省略させていただきます。

恐れ入りますが、65ページをお開きください。

補正予算給与費明細書であります。

初めに、1の特別職の表の下段の比較の区分になりますが、長等につきましては、期末手当が28万5,000円の増額で、年間支給率の改定に伴うものであります。

また、議員につきましては、期末手当が117万4,000円の増額で、年間支給率の改定に伴うものであります。

その他の特別職につきましては、保健事業等に係る嘱託員の社会保険料を7万5,000円増額するものであります。

次に、66ページの2、一般職の(1)総括の表ではありますが、職員手当は735万5,000円の増額、共済費は83万円の増額で、合計では818万5,000円の増額であります。

67ページをお開きください。

(2)給料及び職員手当の増減額の明細の表であります。

職員手当は735万5,000円の増額で、内訳としまして、給与改定に伴う増分が717万5,000円で、勤勉手当の支給率の改定に伴うものであります。

また、職員の異動等による増分は18万円であります。

職員人件費の説明は、以上でございます。

恐れ入ります。33ページにお戻りください。

2款総務費は1,554万5,000円の増額であります。

1 項総務管理費は1,522万円の増額であります。

1 目一般管理費は411万3,000円の増額であります。

1 の職員人件費は403万円の増額であります。

5 の職員福利厚生事業費は8万3,000円の増額であります。職員更衣室のロッカー購入費の計上でありま  
す。

6 目財産管理費、1 の庁舎管理費は52万9,000円の増額であります。庁舎敷地内におけます浸透井及び沈  
砂槽清掃等委託料の計上等であります。

11 目文化振興費、1 の市民会館運営費は76万7,000円の増額であります。当初に予定しておりませんでし  
た施設及び設備の維持管理費等が発生した場合の指定管理者に対する補償費を増額するものであります。

35ページをお開きください。

13 目市民センター費は30万7,000円の増額であります。

5 の上北台市民センター管理費は12万7,000円の増額であります。公民館の和室の畳等に係る施設修繕料  
の増額であります。

7 の南街市民センター管理費は18万円の増額であります。駐車場の照明に係る施設修繕料の増額であり  
ます。

15 目諸費は950万4,000円の増額であります。

各課におけます福祉関係等の返還金の増額であります。平成28年度の精算に伴うものであります。

37ページをお開きください。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費、1 の職員人件費は15万円の増額。

5 項統計調査費、1 目統計調査総務費、1 の職員人件費は2万5,000円の増額。

6 項 1 目監査委員費、1 の職員人件費は15万円の増額であります。

39ページをお開きください。

3 款民生費は1億8,954万3,000円の増額であります。

1 項社会福祉費は1,989万円の増額であります。

1 目社会福祉総務費は1,970万2,000円の増額であります。

1 の職員人件費は50万円の増額であります。

2 の国民健康保険事業特別会計繰出金は3,335万円の増額、4 の介護保険事業特別会計繰出金は15万円の増  
額、5 の後期高齢者医療特別会計繰出金は1,429万8,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に  
伴うものであります。

2 目社会福祉施設費、1 の老人福祉館運営費は2万3,000円の増額であります。トイレの設備に係る施設  
修繕料の増額であります。

41ページをお開きください。

3 目老人福祉費は1万5,000円の増額であります。

7 の介護保険生計困難者に対する利用者負担額軽減措置事業費は1万9,000円の増額であります。対象者  
の見込み増に伴います利用者負担軽減措置事業補助金の増額であります。

14 の高齢者見守りぼっくす事業費は14万6,000円の増額であります。緊急通報システムの申請者の増に伴  
います高齢者見守りぼっくす事業委託料の増額であります。

2項児童福祉費は1億6,945万3,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、1の職員人件費は12万円の増額であります。

2目児童措置費は1億6,710万9,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は9,637万円の増額であります。基準単価の改定等に伴います運営費委託料の増額と保育士採用推進助成の対象人数の見込み増等に伴います保育園運営費補助金の増額であります。

6の認定こども園事業費は5,544万9,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴います施設型給付費補助金の増額と一時預かり保育補助金及び保育士等キャリアアップ補助金の増額であります。

43ページをお開きください。

7の小規模保育事業費は1,386万4,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴います地域型保育給付費補助金の増額と保育士等キャリアアップ補助金の増額であります。

12の病児・病後児保育事業費は142万6,000円の増額であります。基準単価の改定等に伴います病児・病後児保育委託料及び病児送迎サービス等委託料の増額と保育士等キャリアアップ補助金の増額であります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は41万2,000円の増額であります。午睡時におけます安全確認用の機器に係る備品購入費の計上等であります。

4目子育て支援費は40万円の増額であります。

1の子ども家庭支援センター運営費は12万円の増額であります。案内板に係る施設修繕料の増額であります。

4の一時保育事業費は28万円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

45ページをお開きください。

6目児童館費、5のきよはら児童館運営費は34万6,000円の増額であります。自動ドアに係る施設修繕料の増額と樹木剪定委託料の計上であります。

7目学童保育所費、1の学童保育所運営費は99万3,000円の増額であります。臨時指導員賃金等の増額であります。

8目心身障害児通所施設費、2のやまとあけぼの学園運営費は7万3,000円の増額であります。ガス給湯器購入費の計上であります。

3項生活保護費、1目生活保護総務費、1の職員人件費は15万円の増額。

4項1目国民年金費、1の職員人件費は5万円の増額であります。

47ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費は147万5,000円の増額であります。

1目保健衛生総務費は85万4,000円の増額であります。

1の職員人件費は62万円の増額であります。

2の保健事業費は23万4,000円の増額であります。災害時用医療資器材に係る消耗品費の増額等であります。

2目予防費、1の予防事業費は24万4,000円の増額であります。申請件数の見込み増に伴います予防接種費助成金の増額であります。

5目休日診療費、1の休日急患診療所運営費は37万7,000円の増額であります。医薬材料費の増額であり

ます。

49ページをお開きください。

6款農林業費、1項農業費、2目農業総務費、1の職員人件費は15万円の増額であります。

51ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費は15万4,000円の増額であります。

1目商工総務費、1の職員人件費は15万円の増額であります。

4目消費経済対策費、1の消費者保護対策事業費は4,000円の増額であります。嘱託員社会保険料の増額であります。

53ページをお開きください。

8款土木費は3,341万円の減額であります。

1項土木管理費、1目土木総務費は1,279万8,000円の減額であります。

1の職員人件費は65万円の増額であります。

3の交通安全自転車対策事業費は1,344万8,000円の減額であります。駅前自転車等駐車場用地借上料等の減額であります。

2項道路橋りょう費、2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は1,080万円の減額であります。市道第952号線ほか1路線の実施設計委託料の減額であります。

3項都市計画費は981万2,000円の減額であります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は613万5,000円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

55ページをお開きください。

3目公園費、1の公園管理費は1,614万7,000円の減額であります。特色ある公園整備委託料等の減額であります。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は20万円の増額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

57ページをお開きください。

10款教育費は2,568万7,000円の減額であります。

1項教育総務費、2目事務局費、1の職員人件費は38万5,000円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は128万6,000円の増額であります。燃料費の増額であります。

4項社会教育費は216万4,000円の増額であります。

1目社会教育総務費、1の職員人件費は117万円の増額であります。

2目公民館費、4の蔵敷公民館事業費は36万1,000円の増額であります。冷却水ポンプ等に係る施設修繕料の増額であります。

59ページをお開きください。

3目図書館費は63万3,000円の増額であります。

1の中央公民館管理費は37万3,000円の増額であります。臨時職員賃金の増額であります。

2の中央公民館事業費は26万円の増額であります。図書館利用カードに係る印刷製本費の増額であります。

済みません。訂正させていただきます。

2の中央図書館事業費は26万円の増額であります、図書館利用カードに係る印刷製本費の増額であります。

5項保健体育費は3,439万円の減額であります。

1目保健体育総務費は7万7,000円の増額であります。

1の職員人件費は5万円の増額であります。

3のスポーツ振興事業費は2万7,000円の増額であります、東京都市町村体育関係者の幹部研修会への参加負担金等の計上であります。

2目体育施設費、1の体育施設運営費は3,446万7,000円の減額であります、市民体育館冷房設備設置工事費等の減額であります。

61ページをお開きください。

6項幼稚園費、1目教育振興費は486万8,000円の増額であります。

1の私立幼稚園保護者に対する補助事業費は319万8,000円の増額であります、対象者の見込み増に伴います就園奨励費補助金の増額であります。

3の私立幼稚園一時預かり事業費は167万円の増額であります、対象児童等の見込み増に伴います一時預かり保育補助金の増額であります。

63ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費、1の基金積立金（原資分）は5,540万円の増額であります、湖南衛生組合の土地信託事業配当金を原資としまして、環境緑化基金への積立金5,500万円を計上し、指定寄附金を原資としまして、旧日立航空機株式会社変電所基金への積立金を40万円増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は2億461万4,000円の増額で、補正後の予算額は326億542万5,000円となるものであります。

以上で、説明を終了させていただきます。よろしく願い申し上げます。

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○2番（尾崎利一君） 18ページで、特別交付税の2,000万円の減額で、対象経費の減額って説明されたような気がしたんですけども、具体的に何が減ったのか伺います。

それと、63ページ、64ページで、湖南衛生組合土地信託事業配当金5,500万円入って、これを環境緑化基金に積み立てるということですが、この配当金がどういうものなのかということと、それからこれを環境緑化基金に積み立てるという判断の理由を伺います。

○財政課長（川口荘一君） 補正予算書、17ページ、18ページ、特別交付税の減額の対象経費でございますけれども、歳出の補正予算におきまして、交通安全自転車対策事業費、こちらが減額となっておりますので、これに伴いまして特別交付税も減額になったということでございます。

それと、歳出、63ページ、64ページの諸支出金、基金の内容でございます。環境緑化基金に積み立てた理由でございますけれども、この年度末の補正予算において5,500万円を、まず活用できる事業というものがないかというのの一つ理由と、あとは将来に向けて環境負荷の低減を図る事業であったり、資源の循環を推進する事業、そういったものの財源として活用を図るために、今回、環境緑化基金に積み立てをさせていただいたということでございます。

以上です。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 湖南衛生組合の土地配当事業、こちらのほうの概要ということでお示しさせていただきます。

こちらの湖南衛生組合、もともと古い施設でございまして、なかなか新しい施設に建て替えるに当たっても経費がかかるということがございました。湖南衛生組合、もともとの敷地、7万4,000平米ございまして、そのうちの約4万4,000平米を売却し、その売却したお金でもともとあった建物関係をきれいにしていくということ及び新しい施設を建て替えるというようなことが、この事業でございました。

その中で、事業を実施させていただきまして、その中で余ったお金というんですかね、そのお金がありまして、各組織市、5市で均等に5,500万円ずつ分配をし、歳入として充てるという形になってございます。

以上でございます。

○**2番（尾崎利一君）** そうすると、湖南衛生組合土地信託事業配当金については、これ1回こっきりのものということで、よろしいかどうかというのが1点。

それから、環境緑化基金で、そういったことに今後使うための積み立てという御説明でしたけれども、具体的にどういう事業が予定されているのか、どれぐらいかかると見込まれているのか伺います。

○**ごみ対策課長（中山 仁君）** 1回こっきりかということであると、まずこの事業自体は、ここで終わりという形でございます。ただ、まだ積み残しのこともいろいろございまして、そちらについてはまた継続して、湖南衛生組合のほうで実施していくという形でございます。

以上でございます。

○**環境部長（松本幹男君）** 基金へ積み立てた今回の5,500万円の今後の用途ということで、具体的な例を挙げますと、今後も湖南衛生組合につきましては、私どものし尿を搬入していくということになりますので、今後の分担金等も生じる関係がございまして、場合によってはそういったところでの取り崩しということも、考えられるというふうに思っているところでございます。

以上です。

○**16番（佐竹康彦君）** 2点ほど伺わせていただきます。

予算書、33ページ、34ページの市民会館運営費なんですけれども、施設及び設備の維持管理に係る補償費ということで、具体的にどういった点について報償をされるのかということ、具体的な内容をお伺いできればと思います。

続きまして、43ページ、44ページの病児・病後児保育事業の中の病児送迎サービス等委託料が増額されておりますけれども、これはインフルエンザ等の流行によりまして実数がふえたのか、もしくはこのサービスの周知がなされて、そもそも利用される方がふえたのか、その理由を教えていただければと思います。

○**地域振興課長（大法 努君）** 補正予算書、34ページ、市民会館運営費における施設及び設備の維持管理費に係る補償費の増額内容でございます。こちらにつきましては、年間予算といたしまして300万円の予算を超える事案といたしまして、今般、正面玄関自動ドアのふぐあいが生じまして、そうしたことから貸し館事業の瑕疵リスク、こうしたものを回避するというこのために、年度内に早急な修繕対応が必要となったということございまして、今般、補正予算として計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 予算書、44ページ、病児・病後児保育事業の関係でございます。

送迎サービスの関係ですが、送迎サービスの件数は現在まだ把握してございません。昨年度は16件だと聞いておりますが、ことはまだ集計ができておりません。

なお、人件費等の少しの改善等により、今回、増額補正をするものでございます。

以上でございます。

○18番（中間建二君） 3点ほど伺います。

まず、54ページの交通安全自転車対策事業費の減額ということの御説明がございました。特に自転車駐輪場の整備等に、特に取り組まれたかと思えますけれども、この自転車等駐車場用地整備工事費が減額になっている要因等について、御説明をいただきたいと思えます。

それから、56ページの公園管理費でございますけれども、公園施設長寿命化工事、また特色ある公園整備ということで、この事業、大きく進むことが期待をされているところでございますけれども、今年度は減額補正となりましたが、今後の方針等についてお尋ねをしたいと思います。

それから、最後、60ページの体育施設運営費の市民体育館の冷房設備工事費減額、また上仲原公園野球場改修工事減額と大きく減額がなされておりますけれども、この要因についても御説明をいただきたいと思えます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 54ページの交通安全自転車対策事業費の工事請負費の関係でございますが、こちら4カ所の整備工事を当初予定してございました。東大和市駅自転車等駐車場、それから武蔵大和の第1自転車等駐車場、それから桜街道の臨時の第1・第2・第3、それから玉川上水にあります市道813号線の歩道整備工事ございましたが、東大和と武蔵大和の2カ所で、こちら地権者に土地を返す関係で、土地を更地化することで見積もっていたんですが、その更地化が簡素化されましたということで、金額が下がったところでございます。また、桜街道駅につきましては、臨時の第1・第2・第3ということで更地化を予定しておりましたが、第1・第2は使っておりますので、その分が減額になったということでございます。

以上でございます。

○環境部長（松本幹男君） 補正予算書、56ページ、公園整備の今後ということでございますが、今回、減額の補正ということで公園施設の長寿命化工事、こちらのほうの委託料につきましては、契約差金ということで減額をさせていただきまして、特色ある公園の整備委託につきましては、具体的な整備する公園というものが、いまだ確定に至っていないということから、設計費、また場所が決まった際の地域の方たちとのワークショップの経費、こちらを減額ということでしております。

今後につきましては、公園の長寿命化、こちらにつきましては各年度目標を立てておりますので、計画に基づきまして適正な管理を行っていきたいと考えております。

また、特色ある公園、こちらにつきましては、平成28年の10月に市民懇談会を立ち上げて、現在までに10回ほど市民懇談を重ねてきております。やはり市の南から北の狭山緑地にかけて、つないでいく拠点的なポイントをつくっていく、そういった特色ある公園を、そういったところに絡めていく関係で、やはり市内のどこがいいかというところで、現在の限られた公園というものは、活用していく中できれいに点在していればいいんですが、なかなかその利用の制約等もあつたりとかする中がございまして、他市事例等も市民懇談会の中で見ていただいておりますので、今後、平成30年度に向けましてワークショップが開催できる、そんなような形を目標に事業は進めていければというふうに考えております。

以上です。

○社会教育課長（佐伯芳幸君） 補正予算書、59ページ、60ページ、体育施設運営費における市民体育館冷房設

備設置工事及び上仲原公園野球場改修工事の減額についての理由ということでお尋ねがありました。

これにつきましては、契約差金等による予算との額に差が生じたことで減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第26号議案 平成29年度東大和市一般会計補正予算（第5号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第40 第27号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第40 第27号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第27号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定等に伴う職員人件費の増額や、一般被保険者に係る高額療養費などの保険給付費の増額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,357万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ109億4,163万円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。



1の歳入であります、第3款の国庫支出金は2,544万4,000円の増額で、療養給付費等負担金による国庫負担金の増額と調整交付金等の国庫補助金の増額によるものであります。

第6款の都支出金は477万6,000円の増額で、調整交付金による都補助金の増額であります。

第8款の繰入金は3,335万円の増額で、一般会計からの保険基盤安定制度繰入金等の減額や、その他の繰入金の増額によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は30万円の増額で、職員手当等の職員人件費の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は6,327万円の増額で、一般被保険者に係る療養諸費及び高額療養費の増額であります。

以上であります、事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第27号議案 平成29年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第41 第28号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第41 第28号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第28号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定等に伴う職員人件費の増額や、年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、公共下水道管渠布設工事費等の減額と、このことに伴う公共下水道建設事業債の減額が見込まれることなど、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,976万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億6,663万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、第2表地方債補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第3款の国庫支出金は100万円の減額で、対象事業費の減額に伴う国庫補助金の減額であります。

第4款の都支出金は19万6,000円の減額で、対象事業費の減額に伴う都負担金及び都補助金の減額であります。

第6款の繰入金金は613万5,000円の増額で、今回の補正予算の財源として、一般会計繰入金を増額するものであります。

第9款の市債は3,470万円の減額で、起債対象事業費の減額等に伴う公共下水道建設事業債及び公営企業会計適用債の減額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は1,256万6,000円の減額で、職員手当等の職員人件費の増額や、地方公営企業法適用業務委託料の契約差金の減額による総務管理費の減額であります。

第2款の事業費は1,719万5,000円の減額で、公共下水道管渠布設工事費等に係る建設事業費の減額であります。

次に、4ページの第2表、地方債補正であります。

1の変更であります。公共下水道建設事業の限度額を9,650万円から8,020万円に減額し、公営企業会計適用債の限度額1,840万円を皆減するもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第28号議案 平成29年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第42 第29号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第42 第29号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第29号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定等に伴う職員人件費の増額や、年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、建築物等移転補償費等の減額が見込まれ、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ4,852万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,301万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

第2条は、債務負担行為の補正で、債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第2款の都支出金は450万円の減額で、対象事業費の減額に伴う都補助金の減額であります。

第4款の繰入金は4,402万3,000円の減額で、職員人件費の増額に伴う一般会計繰入金の増額や、充当事業費の減額に伴う基金繰入金の減額によるものであります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は20万円の増額で、職員手当等の職員人件費の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第2款の事業費は5,274万3,000円の減額で、平成29年度の事業費の確定等に伴い、立野地区事業費を減額するものであります。

第4款の諸支出金は402万円の増額で、立野一丁目土地区画整理事業基金への積み立てによる基金費の増額であります。

次に、4ページの第2表、債務負担行為補正であります。

1の追加であります。追加する事項は、立野一丁目地区換地計画等委託で、委託業務内容等の変更に伴い、ここで債務負担行為として設定するものであります。期間を、平成29年度から平成30年度までとし、限度額は9,809万6,000円であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第29号議案 平成29年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

日程第43 第30号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第43 第30号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第30号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定等に伴う職員人件費の増額や、年度末に向けて予算の執行状況等を精査いたしましたところ、保険給付費における予算の組み替えなど、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億7,007万1,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第9款の繰入金金は15万円の増額で、一般会計からの職員給与費等繰入金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は15万円の増額で、職員手当等の職員人件費の補正につきまして、総務管理費を増額するものであります。

第2款の保険給付費は、各サービスの実績等による予算の組み替えで、介護サービス等諸費を3,166万2,000円減額し、介護予防サービス等諸費を3,166万2,000円、増額するものであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、説明を省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第30号議案 平成29年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第44 第31号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（押本 修君） 日程第44 第31号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第31号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

職員の給与改定等に伴う職員人件費の増額や、平成29年度の東京都後期高齢者医療広域連合の負担金の確定に伴う広域連合納付金の増額など、予算の補正が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

補正予算書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、第1項は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,634万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億6,617万8,000円とするものであります。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第1款の後期高齢者医療保険料は4,863万4,000円の増額で、被保険者の増等に伴う特別徴収保険料及び普通徴収保険料の増額であります。

第2款の繰入金は1,429万8,000円の減額であります。広域連合納付金に係る一般会計からの繰入金として、保険基盤安定繰入金、健康診査費繰入金及びその他の繰入金を増額し、療養給付費繰入金及び保険料軽減措置

繰入金を減額するものであります。

第4款の諸収入は200万4,000円の増額で、健康診査費及び葬祭費に係る受託事業収入等の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は6万1,000円の増額で、職員手当等の職員人件費の補正による総務管理費の増額と費用弁償による徴収費の増額であります。

第2款の広域連合納付金は3,333万1,000円の増額で、保険料等負担金及び保険基盤安定負担金の増額や、療養給付費負担金及び保険料軽減措置負担金の減額を内容とする東京都後期高齢者医療広域連合への納付金の増額であります。

第3款の保健事業費は194万8,000円の増額で、健康診査費負担金等の増額であります。

第4款の保険給付費は100万円の増額で、葬祭費の増額であります。

以上であります。事項別明細書につきましては、省略させていただきたいと存じます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（押本 修君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第31号議案 平成29年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

---

#### 日程第45 陳情の付託

○議長（押本 修君） 日程第45 陳情の付託を行います。

2月16日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、厚生文教委員会及び建設環境委員会に審査を付託いたします。

---

#### 日程第46 議員派遣について

○議長（押本 修君） 日程第46 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第100条第13項及び会議規則第156条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおり閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（押本 修君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで、会議の休会についてお諮りいたします。

あす2月23日及び26日につきましては、会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（押本 修君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

---

○議長（押本 修君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 3時49分 散会